

公正で持続可能な  
〈消費・生産〉に向けて  
～取組・制度/政策の最新動向と提起



## はじめに

気候変動や生物多様性損失等の環境問題の大きな原因のひとつに、消費者・生産者の行動があり、これまでの消費・生産のパターンを見直し、持続可能なものに変えていくことが求められている。

2007年の「UNEP持続可能な資源管理に関する国際パネル」設立、2012年のリオ+20で採択された「持続可能な消費と生産に関する10年枠組み」等、限られた環境容量の中で、開発・経済運営を行いつつ、いかに資源を保全していくか、持続可能な資源利用・消費生産に関する議論が国際社会で進んでいる。今年9月の国連総会で策定予定の「SDGs(持続可能な開発目標)」案でも、「持続可能な消費・生産」が単独目標として盛り込まれている。

日本では、環境省が資源消費量削減/循環型社会形成や持続可能な消費・生産の取組みを進める他、消費者庁も公正かつ持続可能な社会形成に向けた消費者市民教育を推進するなど、積極的に取り組んでいる。また、消費者団体・生協・研究者/研究機関・企業なども、持続可能な消費・生産の実現のための様々な取組みを進めてきている。日本の経験を、世界全体での持続可能な消費・生産に向けた取組進展に活かしていくことも期待される。

そこで、持続可能な消費と生産に関する国内外の最新動向を共有し、各セクター(政府・研究者・事業者・消費者・NGO等)の取組み・連携を推進するために、本レポートを発行する。

本書が、公正で持続可能な消費・生産の実現に向けた一助となれば幸いである。

# 目次

はじめに .....	P1
目次 .....	P2
I. 論考編 .....	P3
1. 持続可能な消費・生産の国際動向と展望 ―社会経済システムのパラダイム転換を踏まえて― .....	P4 國學院大學教授 古沢広祐
2. 持続可能な社会と消費者の参画 ―消費者政策の在り方、事業者との関係等も含めて― .....	P12 サステナビリティ消費者会議 代表 古谷由紀子
3. これからの企業と消費者 ―ISO26000・持続可能な消費の議論等も踏まえて― .....	P15 明治大学経営学部特任准教授／ 損保ジャパン日本興亜CSR部上席顧問 関正雄
4. 環境・社会課題解決と投融資―金融機関の社会性格付けの試み .....	P20 「環境・持続社会」研究センター(JACSES) プログラムコーディネーター 田辺有輝
5. 公正で持続可能な消費・生産実現への課題と提起 ～資源採取・生産・流通・消費・廃棄システムの革新に向けて～ .....	P24 「環境・持続社会」研究センター(JACSES) 事務局長 足立治郎
II. 資料編 .....	P29
1. 国連環境計画「持続可能な消費と生産に関する10年枠組み(10YFP)の ためのプログラム開発と実施に関するガイダンス： 10YFPを開発及び運用するための基準、構造と段階」	

# I . 論考編

# 持続可能な消費・生産の国際動向と展望

## —社会経済システムのパラダイム転換を踏まえて—

國學院大學教授 古沢広祐

### 1. 「持続可能な消費・生産」をめぐる近年の動き

国際社会のなかで持続可能な消費・生産という用語が明確に認知されるようになったのは、1992年地球サミット(国連環境開発会議)でのリオ宣言(環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言)の第8原則(持続不可能な消費・生産の縮減と人口政策)と、アジェンダ21(21世紀行動計画)の第4章「消費形態の変更」であったと思われる。

その後、オスロ持続可能な消費シンポジウム(1994年)などで概念や内容に関する理解が広がりを見せていった。そして、2002年のヨハネスブルグ環境・開発サミットの実施計画において、第3章(Ⅲ)「持続可能でない生産消費形態の変更」として明示されるとともに、持続可能な消費と生産に関する10年枠組みが提起された。この10年枠組みをより具体化する取り組みがマラケシュ・プロセスとして進展し、2012年の「リオ+20」(国連持続可能な開発会議)においては、成果文書に組み込まれるとともに、持続可能な消費と生産に関する「10カ年計画枠組み」が採択されたのだった。そして今日、SDGs(持続可能な開発目標)／ポスト2015開発枠組みにおいても、このキーワードは重要項目として組み込まれる経過をたどっている。

現在、このように国際舞台において重要項目として取り組まれるようになった消費・生産パターンの変革だが、その成立や背景について、日本社会においては十分な認識がされてこなかったように思われる。それは、「消費と生産」を対概念として受けとめてこなかった経緯や、そもそも消費者という概念自体についての認識不足もあったのではなかろうか。さらに市民社会の形成という点においても、社会的な意識への希薄さがあるのではないかとと思われる。実際、「消費者市民社会」という言葉が行政上で使用されるようになったのはつい最近のことであり、2008年「消費者行政推進基本計画」、2012年「消費者教育に関する法律」のなかで初めて明記されるに至った。

以下では、持続可能な消費・生産といった概念が浮上してきた背景と前史について、あらためて消費者運動や市民運動の展開という流れをふまえて、その潮流をさかのぼるとともに、この概念が持続可能な社会の形成において最重要課題のひとつである点を見ていくことにしたい。

一般的に消費者運動とは、消費者に関わる諸問題の解決をはかる運動、つまり被害を防いだりその利益や権利の主張をめざす様々な社会的運動をさす言葉である。近年、消費者運動の活動の範囲は、狭義の消費者問題にかぎらずに大きな広がりを見せており、地域から地球規模にいたる各種環境問題、税制から貿易問題までを含む経済社会政策、政治献金や情報公開など、さまざまな問題を対象とするようになってきている。

もともと消費(Consume)という言葉の原意には、むさぼり食うとか使い尽くすといった、かなり否定的な意味がこめられていた。消費が美徳ないし肯定的な意味に使われるようになってきた背景には、20世紀の「アメリカ的ライフスタイル」に象徴された大量生産・大量消費社会の誕生とともに消費者という社会的立場の確立があった。

生産と消費がはっきりと分離し、消費の主体が明確化され、その立場の独自性が主張されて、消費者の保護と権利が社会的に広く認知されだしたのは、日本では戦後の高度経済成長期にかけてであった(消費者保護基本法、1968年)。こうした動きは、歴史的には生産優位の時代から消費の重要性が認識される時代変遷と深く関わってきた。そして消費者運動も、歴史的な変遷のなかで大きく変化し発展をとげてきたのだった。その流れは大きくは3つのステージとして、第1に生産者(企業)への対抗ないし一種の防衛(受け身)的な運動の形成として、第2により積極的な

自己主張と社会的な権利の確立として、第3に新たな社会的価値や文化の形成への積極的関与といった動きとしてとらえることができる。

## 2. 消費者運動の歴史 ー生活防衛から権利の確立へ

運動の具体的な展開としては、上記の3つの要素が混合した形で展開する場合も多い。例えば戦前の消費組合運動そして戦後の生活協同組合運動は、古くから持続して展開してきた取り組みの代表例であり、3要素が複合的に展開している。歴史的には、戦後初期の消費社会の形成過程のなかで社会的に注目されたものとしては、戦後インフレ下の1945（昭和20）年に大阪の主婦たちが始めた物資獲得運動や、1948年に結成された主婦連合会（主婦連）の「不良マッチ追放運動」などが有名である。

1960年代から70年代にかけて、いわゆる高度経済成長の時代の経過のなかで、消費者被害に対して企業（生産者）を告発する運動が活発化し、とくに公害問題の深刻化がいわゆる住民運動を全国的に燃え上がらせた。食品公害関連でも企業告発や不買運動などが盛り上がった。そこでは消費者保護とともに消費者の権利の確立が重要な社会的テーマとなった（68年制定の消費者保護基本法には消費者の権利の明記はなく、2004年制定の消費者基本法において明記）。

日本で消費者の権利に関する社会的意識に影響を与えたのは、アメリカにおける消費者運動の展開と消費者主権の社会的・制度的な確立であった。消費者の権利が広く世界的に認められるきっかけとしては、1960年代のアメリカでの動きであった。そうした動きのハイライトとしては、若き弁護士ラルフ・ネーダーによる自動車メーカーの告発（安全性問題）とその勝利があった。また当時、様々な運動の盛り上がりを受け、ケネディ大統領は消費者保護特別教書で消費者の権利を明確なものとして位置づけ普及させた。すなわち1962年、ケネディ大統領は消費者保護特別教書のなかで「消費者の4つの権利」として(1)安全を求める権利、(2)知らされる権利、(3)選ぶ権利、(4)意見を述べ聞きとどけられる権利、を明確に提示した。たんに「消費者の権利」といった場合、この4つの基本的権利を指す場合が多い。

その後、消費者運動の世界的な連合組織である国際消費者機構（コンシューマー・インターナショナル：CI）が、この教書が発表された3月15日を消費者の権利の日とすることを提唱して普及しつつある。同団体からは、この4つの権利につけ加えて、「救済を求める権利」「消費者教育を受ける権利」「健康な環境を求める権利」「生活の基本的ニーズの保障」の4つを加え、消費者の8つの権利が提起されてきた。さらに同団体では80年代以降、消費者の権利と並んで消費者の責務として、「批判的意識」「自己主張と行動」「社会的関心」「環境への自覚」「連帯」を提起している。

## 3. 近年の新たな展開 ー環境の消費者、社会倫理的な消費者

20世紀後半に爆発的とも表現できる姿として展開した大量生産・大量消費の社会は、今日、地球環境問題とりわけ資源の限界と環境負荷の拡大という困難な課題に直面するなかで、大きな変革を迫られている。20世紀後半以降、成長一辺倒に拡大してきた生産システムは、生産の自己肥大化の傾向を強める一方で、変革の契機として消費の側からの対応によって変化が促される動きをみせはじめている。この消費の側からの動きは、人々の内的な欲望や意識、消費行動の在り方から来るものではあるが、それは外的な要因とりわけ環境問題や資源の制約・限界への自覚といった側面に負うところが大きい。それは、とくに1980年代後半から地球環境問題の深刻化の中で台頭しはじめたグリーン・コンシューマリズム（環境を重視する消費）に象徴される消費者の倫理意識や社会的責任を問う動きとして展開しはじめてきた。これは20世紀末から21世紀にかけて、生産システムに対する消費の側からの新たな対抗ないし調整として注目すべき動きである。

消費者サイドから地球市民的な新しい社会運動ともいべきグリーン・コンシューマリズムの台頭は、見た目や表面的な豪華さに重きを置くのではなく、環境に及ぼす影響など商品の背後に

ある価値や質を問う新しい消費者意識ないし価値観の形成を内在させたものだった。それは消費者の狭い利己的権利の拡大を超えた新たな社会意識と価値・文化の形成の動きととらえることができる。具体的な動きとしては、英国で88年に『グリーン・コンシューマー・ガイド』が出版されて、発売まもなく30万部を突破して一躍ベストセラーになり小売業界に大きなインパクトを与えた出来事に象徴された。ほぼ時を同じくして、米国でも経済優先度評議会(CEP)が『ショッピング・フォア・ベターワールド：よりよい世界への買物』を毎年出版するようになり、89年以降数年間で100万部をこえる売行きをみせた。

当時ちょうど89年3月にアラスカ沖でエクソン社の石油タンカー「バルディーズ」号が座礁事故を起こし企業の社会的責任を問う動きが急速に広がり、市民団体により企業が守るべき「バルディーズ原則」(その後CERES：シリーズ原則と改称)が作られたりした時であった。このCEPという団体は、69年にアメリカで設立された年金などの資金運用のためにコンサルタントをする非営利団体(NPO)で、地域社会への貢献や人権尊重など社会的基準にもとづく投資活動を奨励してきた団体であった。こうした動きは以前から「社会的責任投資」という運動としてあり、70年代以降に本格化してきたものである。興味深いのは、市民の環境や社会に対する意識や行動が、ボイコット運動や意識的選択行為など買物という日常的な消費行動によって企業活動を牽制する動きとして展開されたのみならず、企業の将来行動を左右する投資の分野にまで及んでいった点である(後述)。

グリーン・コンシューマーと同様に消費のあり方を問い直す動きとしては、エシカル・コンシューマー(倫理的消費者ないし社会的意識をもつ消費者)といった動きも台頭してきた。商品が環境面のみならず社会的背景までどんな関わりをもっているのかを問うもので、英国では「エシカル・コンシューマー」の書籍や雑誌が盛んに刊行されてきた。こうした書物を開くと、例えば、パスタという商品項目を見た場合、個別の商品名リストと製造元ならびに企業系列が出ており、チェック評価項目としては、原料供給元の国の政治体制が市民を抑圧していないか、土地所有の形態は民主的か、労働組合が機能しているか、労賃や労働条件に問題はないか、環境への配慮、軍事との関係、人種差別との関係などが示されている。最終評価項目で問題ありとなると、ボイコットの呼びかけに印がつくことになる。

つまり自分たちが消費している商品が、どんな所からどのようにして来ているか、それについて人権や環境面で問題はないか、などといったことがチェックされ消費者が商品を選択する際の選択基準にしているのである。安全性や環境面、人権や労働条件、軍事・平和問題、政治的・社会的抑圧等といった問題までも視野にいれて、生産から流通・消費に至るまで詳しく点検して評価しようという動きは、企業活動の社会的責任(CSR)や倫理を問う動きを誘発して企業自身の刷新を促す流れになりつながっていったのだった。欧米でフェアトレード(公正貿易)運動が大きな広がりを見せてきたのも、こうした背景や潮流があったからこそである。

#### 4. 消費から投資の選択へ ―成長する社会的責任投資

日本人の高い貯蓄率に対して、貯蓄を株や他の金融商品に誘導しようとする動きが活発化している。だが、私たちは貯蓄から投資へと向かう金の使われ方について、その社会的な意味に対する認識は十分とはいえない。この点に関しては、欧米ではかねてから大きな関心の広がりとともに市民運動が展開されてきた。とくに消費者主権に関心が高いアメリカでは、市民の立場から企業へ向けて、社会・環境に対し責任ある行動をとるよう求める運動のひとつとして、社会的責任投資(ソーシャル・レスポンシブル・インベストメント、SRI)という運動が展開されてきた。

社会的責任投資の歴史は古く、宗教団体による兵器産業への投資回避などが行われてきたのだが、アメリカで広く支持を得たのは、70年代後半の南アフリカ(南ア)、アパルトヘイト政策反対運動の一環として南アで事業を行う企業に対する投資ボイコット運動からであった。マンデラ政

権成立後、この運動は、環境、人権など多様な投資基準を掲げて幅広い展開をみせてきた。社会的責任投資での方法的戦略分野としては、投資対象選別（ポートフォリオ・スクリーニング）、株主運動（シェアホルダー・アドボカシー）、地域投資（コミュニティ・インベストメント）などの3分野において展開されてきた。

投資対象の選別は、社会・環境的観点からの基準で選別するもので、環境政策、環境調和型製品、人権・労働条件重視、兵器産業の回避、動物の福祉重視、平等、地域投資などが考慮されている。株主運動は、株主総会での提案権、議決権という株主の権利を行使して企業責任を問うもので、日本でも、水俣病裁判闘争におけるチッソー株運動、原発反対運動における電力会社株主運動などが行われてきた。コミュニティ投資は、地域開発銀行、貸付基金、信用組合、ベンチャー資本基金などを通じて、住宅建設、雇用創出などの事業を起こすとともに、国内及び途上国の貧困地域開発を支援するものである。

こうした市民の貯蓄や年金基金の運用に関して、その投資先を社会的な責任ないし社会や環境の改善につなげようとする運動は拡がりを見せており、注目すべき動きである。関連してより直接的な運動展開として、巨大銀行の投融资行動の改善を促す運動も起きており、この動きについては本レポートの田辺論考で紹介されている通りである。

## 5. 消費・生産パターンの変革に向けて

人類史の長い時の流れをみると、産業革命を境にして人類の活動は、人口、エネルギー消費、情報量、交通量などをみるかぎり、飛躍的成長をとげてきた。なかでも20世紀以降の成長ぶりはめざましく、人類史上再び起こることのないような急激な成長（大量生産・消費）の時代を私たちは生きている。

20世紀の百年ほどの間に化石燃料使用量は10数倍、工業生産量は20数倍に膨れ上がり、しかもその5分の4は1950年代以降において幾何級数的成長の道を歩んできた。この傾向が21世紀中も続くとすれば、地球環境問題のさらなる深刻化、生物多様性の崩壊（種の絶滅）、資源枯渇などの面をとっても破局を招かざるを得ない状況にある。

こうした大量消費型の発展は、これまで世界人口の2割弱にすぎない先進工業国を中心に特徴的にみられたもので、全体の資源・エネルギー消費の約8割を独占するという偏りをもっていた。経済的豊かさの点で、地球規模で一種の格差社会を形成してきたことから、その格差を縮める発展のあり方がこれまで国際的な課題とされてきた。しかし、地球的な限界を前にして、大量消費の世界的拡大については疑問が呈されるようになってきた。すなわち、私たちは貴重な資源や環境をどのように永続可能なものに維持しつつ、かつ広く平等に使う機会を保証できるのか、大きな問いを突きつけられているのである。またこの独占的かつ排他的な発展様式は、後々の世代への配慮もせず、残るはゴミや有害廃棄物、汚染のみといった暮らし方を押し進めており、将来の世代の生存の可能性を奪うという意味で、未来世代との間にも利害上で大きな侵害を生み出している。

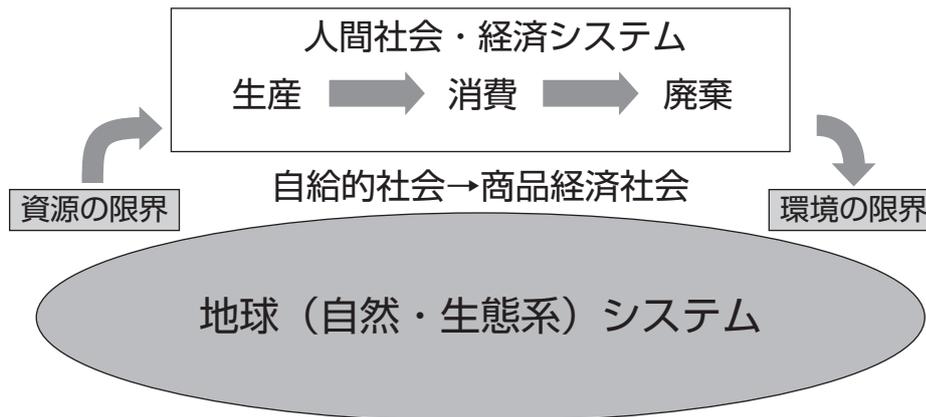
資源・環境に対する地球市民的な問題として、南北間（途上国対先進国）や世代間の搾取問題を含みつつ課題が深刻化しており、さらに、人間同士での平等関係のみならず、人間と他の生き物たちとの共存・共生という非常に難しい課題への解決も問われている。すなわち、「南北間の搾取」「世代間の搾取」「人間・生物間の搾取」という3つの次元での地球的公正と持続可能性の実現の道が求められているのである。

とくに爆発的ともいえる形で展開した大量生産・大量消費の社会は、大きな変革を迫られており、それはまさしく生産のあり方と消費のあり方の両側面からの問い直しを意味している。これまでの発展を簡単に図式化すれば、大量生産・大量消費・大量廃棄に象徴されるように、社会システムの入り口（INPUT）と出口（OUTPUT）をどんどん拡大する形で経済発展をとげてきたの

だった(図1)。つまり、入口での資源消費と、出口での廃棄・汚染を、どんどん広げて社会経済システムの拡大膨張を続けてきたわけだが、資源と環境の限界にぶつかって入口と出口を縮小しながら社会経済システムを維持・発展させるというパラダイム(基本的枠組み)の転換を迫られているのである。

(図1)

## 地球システムと人間社会・経済システム



(図1)の入口の所からの対応としては、環境効率(エコ・エフィシェンシー)の概念に基づいた「ファクター4」「ファクター10」(省エネ・省資源を4倍、10倍にする)などが提起されてきたが、効率の改善だけでは解決しがたい点も指摘されている。出口の所からの対応としては、例えば3R(リユース、リサイクル、リデュース)の推進や国連大学が提唱するゼロ・エミッション(廃棄物ゼロ)システムの構築を目指す動きなど、循環型社会の形成への取り組みがある。また、個別に生産・流通・消費・廃棄システムの改善を目指す方法としては、環境管理、環境監査、LCA(ライフサイクル・アセスメント)、環境調和型製品の開発などの動きがあり、それをグローバル経済のサプライチェーン全体にまで広げていこうとする動きも進行している。

新たな産業社会転換への模索は始まったばかりだが、その動向をトータルに把握する方法としては、物質の流れを把握するマテリアル・フローの研究、環境容量(環境スペース)、エコロジカル・フットプリント(環境面積要求量)等がある。将来の世代の資源利用の権利を犯さない限りでどの程度のエネルギー、水、その他資源の利用や消費活動、そして環境汚染が許されるのか、それを世界中の人々が公平に持ちうる一人当たりの利用の許容限度量として算定するこうした試みは、基本的な情報提供として重要である。世界で持続可能な発展を実現するための最大の課題は、消費と生産の適正化ないしそのパターンを軌道修正していくための指針をつくり出すことであり、それは産業構造の変革とグリーンエコノミーの形成につながるものである。そのためにも、現在策定中のSDGsの目標の中で「持続可能な消費と生産」の項目は必須不可欠の位置にあり、持続可能な未来に向けての重要な第一歩を画する動きとなる。

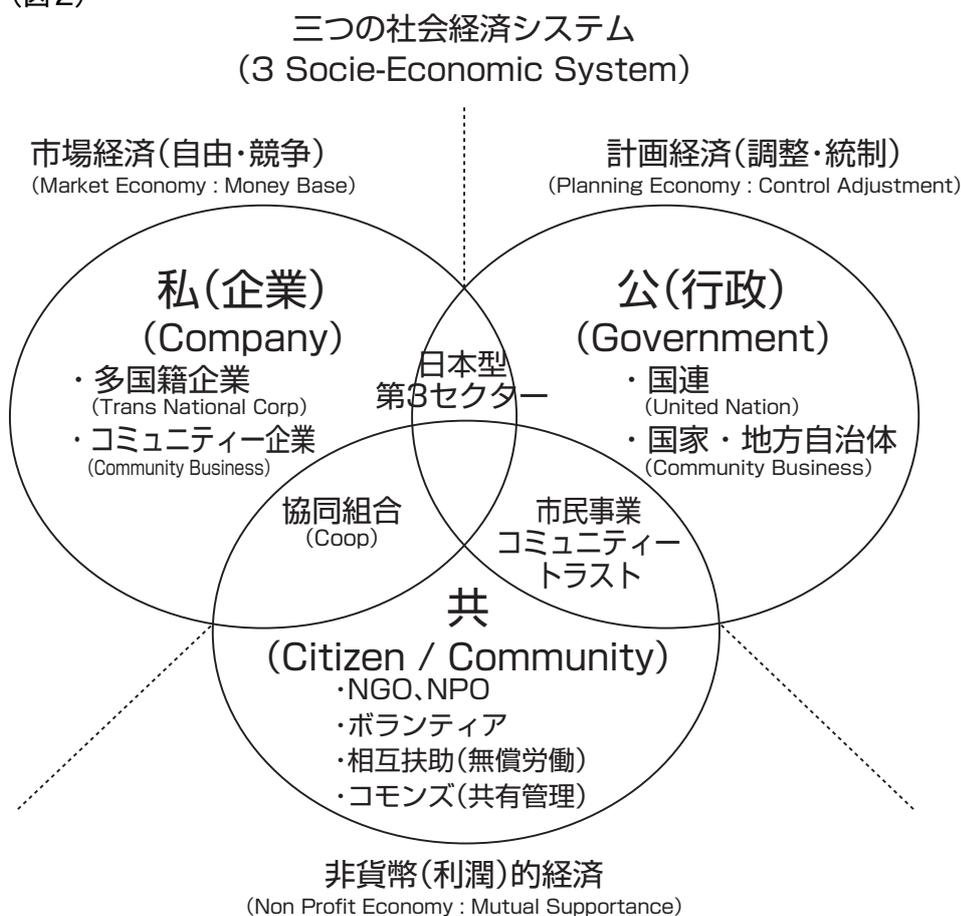
### 6. 持続可能な社会ビジョン —社会経済パラダイムの転換

今後の展開として重要なことは、消費・生産パターンの変革とともに生活様式や広い意味の社会・文化的な諸制度(慣習を含む)をどのように構築していくかだと思われる。環境・社会への影響評価と配慮を行いながらトータルな仕組みをつくっていく、それはより根本的には社会経済シ

システムのパラダイム転換として生じるといのが私の予感であり予測である。以下、その点について簡単にふれて本稿を閉じることにしたい。

長期的・巨視的にみると、新たな社会経済システムの再編が資源・環境・公正の制約下で3つのセクターのバランス形成のなかで進行していくものと考えられる。つまり、社会・経済システムとしては、かつての資本主義・対・社会主義といった二項対立ではなく、3つの社会経済システムの混合的・相互浸透的な発展形態として考えることが有効だということである。3つのシステムの相互関係は(図2)に示したとおりである。とくに第1の市場メカニズム(自由・競争)を基にした「私」セクターや、第2の計画メカニズム(統制・管理)を基にした「公」セクターに対して、第3のシステムを特徴づける協同的メカニズム(自治・参加)を基にした「共」セクターの展開こそが大きな鍵をにぎると思われる。

(図2)



この3つの区分けはあくまで便宜的なもので、相互に重なりあって存在する場合も多い。「私」(企業)と「公」(行政)のセクターの内容は、既知のとおりである。「共」セクターについては、歴史的には村落共同体がもつ入会地ないし共有地(財産)の維持・管理や、結いと呼ばれる労働力の交換方法、そして都市化社会でもさまざまな市民団体のボランティア的活動や社会的運動・事業団体(NGO・NPO)の活動が展開されている。経済行為としては共同購入グループの活動から生協や農協など既存の協同組合における活動、その他利潤目的ではないコミュニティや社会的な事業・サービスなど、実にさまざまな分野に広がっている。

3つのセクターを念頭において、持続可能な社会について考えることが重要だと思われる。すなわち、成長一辺倒でない持続可能な社会が安定的に実現するためには、利潤動機に基づく市場

経済や政治権力的な統制だけでは十分に展開せず、市民参加型の自治的な「共」セクター（協同的社会）の形成が重要ではなからうか。それは、地域のレベルの共有財産、公共財、地域・都市づくりなどの共同運営から、世界レベルでは環境に関わる国境調整問題、大気、海洋、生物多様性などグローバル・コモンズの共有問題に至るまで、市民的参加や各種パートナーシップ形成が重要な役割を果たすからである。廃棄物処理問題、軍縮・平和維持、人権・安全保障などの対応策に関しても同様である。現代的課題とされるさまざまな諸問題の解決のためには、上からの管理統制や市場における環境コストの内部化だけでは不十分である。一人一人の市民参加、人々の自発的・協同的な活動が多面的に展開されてこそ、摩擦が少なく結果的にコスト面からみても負担をかけずにその実行性が確保される。つまり、市民一人一人が持続可能な生活様式と諸制度を確立していくプロセスに参画することが重要であり（社会・文化的な内部化）、「共」セクターの展開・発展がそこに密接に結びついているのである。

この領域は、いまだ発達途上の状態にあるが、次第に活動域を広げだしている。行政と企業の営利活動のみで財やサービスが提供される時代から、公と私の間領域に位置する活動領域が徐々に広がりつつある。すなわち、「社会的経済」（協同組合やNPO等）の非営利的な事業活動や、成熟社会の進展のなかで各種ボランティアな活動が活性化し始めている。それらは、必要に応じて自発的に組織・運営され機能していく、フレキシブルな姿や役割を担う一種のソーシャルキャピタル（社会関係資本）的な存在なのである。

GNP（国民総生産）に代表される拡大・膨張と利益の最大化を目的とする従来の資本主義的な経済システムでは、循環型・定常型の社会を維持・発展させることは難しい。人々の豊かさ意識が、物的欲求から精神的豊かさへとシフトし始めた現代においては、市場経済の枠をこえて社会活動領域（共・公益圏）を広げていくことが重要になってきている。それをになう場と仕組みが形成され、人々の生活形態の基礎に位置づいてこそ、持続可能な社会への道がひらけると思われる。

## 7. 今後に向けて 一困難な課題をこえるために

人間活動の根幹に位置する「消費と生産」の活動は、SDGsにおいて重要項目として掲げられているテーマであるが、その内容や位置づけ方については、理念や立場の違いなどで不明確さや対立的要素も存在している。すなわち、消費や生産の増大自体を問題視する倫理的観点を重視する見方が一方で強調される反面、他方では消費や生産の拡大こそが豊かさの実現と切り離せない重要な要素であるとの主張があり、対立を生みやすい。とくに政策対応においては、大きな差異が生じやすく、それは生活上の価値観の違いとしてとくに豊かさのとらえ方で大きな落差を生むものと思われる。さらに、生産と消費の縮小は経済活動にマイナス効果を生むとの経済的な観点から警戒心を生じたり、環境を破壊してきた元凶が先進工業国の過剰生産・消費であることが強調されて、途上国側が先進国の責任を追及する口実とされることへの警戒なども生まれやすい。

しかし具体的な中身としては、比較的合意しやすい点として、無駄を省き効率を高めること（負荷削減）で、資源利用効率、再生利用率（省エネ、省資源）の向上といった課題などは広く合意しやすく目標設定しやすい分野であることも確かである。さらに、過剰生産と過剰消費に傾きがちな生産至上主義に反省をせまり、伝統的な生活文化や生活様式の再評価に光が当てられる点などから、各国の風土や文化的多様性を尊重するライフスタイルの確立として、文化振興という側面からも奥深い可能性を秘めている。

不安要素と大きな可能性を秘めた「持続可能な消費・生産」ではあるが、最後に、参考例として持続可能な消費に関する取り組み事例を紹介して本稿を閉じることにしたい。その事例とは、ちょうど京都議定書が定められた気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3,1997年）当時、「環境・持続社会」研究センター（JACSES）と国際協力NGO団体が協力して展開した「地球にダイエットキャンペーン」である。\*それは、身近なライフスタイル（過剰消費）の見直しと南北格差の克服と

いう点をつなげた興味深い運動として展開され、その後は環境教育などで考え方が取り入れられている。

すなわち、エネルギーの過剰消費の生活として、マイカー依存の生活や温室(加温)栽培など季節外れの野菜や遠距離輸送に依存した環境負荷の大きな生活スタイル(食生活など)は、個々人の健康にマイナスとなるとともに地球環境をも害してしまう生活様式である。個々人の過剰消費的な生活を見直すことは(個人のダイエット)、本人の健康とともに地球の健康(環境)の改善につながり、かつ余計な出費を減らすことができる(生活のスリム化)。そして、そこで生み出された余剰費用を、途上国の環境や教育改善に回していこう(南北格差の是正)というのが、「地球にダイエットキャンペーン」の基本的コンセプト(趣旨)であり、三方良し(皆が得する)の啓蒙活動として推奨されたのだった。こうしたキャンペーン活動は、とくに持続可能な消費のもつ意義をわかりやすく明示する典型事例として、さまざまな分野で応用可能ではないかと思われる。

持続可能な消費・生産を確立していく道すじは、真の意味で個々人の健康や暮らしの質を向上させるとともに、地球の健康(環境保全・調和)を取り戻していく持続可能な未来へ向かうための王道であり、すべての人々を導くために開かれた回廊なのである。

(注)\* (「地球にダイエットキャンペーン」)のパンフレットや詳細は、以下を参照)

[http://www.jacsces.org/ecosp/diet\\_for\\_the\\_earth/index.htm](http://www.jacsces.org/ecosp/diet_for_the_earth/index.htm)



(肉)＝動物のもの (鶏)＝鶏、(魚)＝魚、(産)＝産物、(冷)＝冷凍のもの ※基礎データは、比較のため1998年のものを使用している。

食 事	食 品 名	生産地	
Aさん(1960年)	納豆	大豆	宮手
	みそ汁	大豆(肉)	近郊
		大豆(みそ)	長野
		米	新潟
	ごぼう	豚肉	近郊
	みそ汁	わかめ	神奈川県
		ジャガイモ(肉)	群馬
	焼き魚	さんま(肉)	静岡
	漬物類	夏芋(肉)	千葉
		人参(肉)	近郊
	しいたけ(肉)	近郊	
	茶碗蒸し	卵	近郊
Bさん(1998年)	トースト	小麦粉	アメリカ
	牛乳	牛乳	群馬
	グリーンサラダ	レタス(産)	長野
		トマト(産)	長野
	バナナ	バナナ	フィリピン
	天丼	海老(肉)	ワシントン
	焼き魚	大豆(産)	北海道
	サイコロステーキ	牛肉(産)	タイ
	アスパラベーコン	アスパラ	オーストラリア
	フルーツ	グレープフルーツ	アメリカ

輸送エネルギー:1133.17kcal  
CO2排出量:0.0093gC  
耕地面積:1.254㎡

輸送エネルギー:775.23kcal  
CO2排出量:0.0613gC  
耕地面積:3.97㎡  
国外 3.69㎡  
国内 0.28㎡

## 持続可能な社会と消費者の参画

### —消費者政策の在り方、事業者との関係等も含めて—

サステナビリティ消費者会議 代表 古谷由紀子

#### 1. 持続可能な社会と消費者政策

持続可能な社会に向けた消費者政策は2008年6月に閣議決定された「消費者行政推進基本計画」<sup>1</sup>、12月の国民生活白書<sup>2</sup>に「消費者市民社会」が掲げられたことから始まる。その後2012年に消費者教育推進法が成立し、消費者教育の定義の中で消費者市民社会が法律上初めて定義づけられた。同法では消費者市民社会を、消費者が個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重すること、自らの消費生活に関する行動が将来にわたって内外の社会情勢及び地球環境に影響を及ぼし得ることを自覚し、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会としている。

その後の消費者教育の推進の動きとして、2013年には消費者教育の体系イメージマップ<sup>3</sup>、消費者教育基本方針<sup>4</sup>が策定されたこと、同法に基づく消費者教育推進会議においては消費者教育の効果的推進のために消費者教育の担い手向けのナビゲーション、事例集の作成、情報利用促進、地域の拠点づくりなどの議論が展開され、そのまとめが2015年3月5日に報告書として公表された<sup>5</sup>。同報告書には消費者教育に関わる主体として政府や消費者団体のみならず、事業者、事業者団体、福祉団体、社会的責任に関する円卓会議など多様な主体との連携・協働による実践への期待が盛り込まれている。また地域においては地方教育推進地域協議会の設立が徐々に進んでおり、今後、持続可能な社会に向けて、国、地方自治体、消費者団体、事業者(団体)などによる消費者教育の実践が加速するものと期待される。

#### 2. 持続可能な社会への消費者の「参画」—いかに消費者の行動につなげるか

持続可能な社会に向けた消費者教育が進み始めたが、これからはいかに消費者の行動につなげていくかが重要になる。もちろん、消費者は従来何もしてこなかったわけではない。1990年代にはグリーンコンシューマーの動きが活発になり、エコバッグ、省エネ、リサイクルなど日本の消費者に定着している活動も存在するが、さらなる行動が期待されている。そこで考えてみたいのは持続可能な社会における消費者の行動として、人々が一般的にイメージするものはどのようなものかということである。もし環境配慮製品、フェアトレード、エシカル消費などに限定されているとしたら、持続可能な社会に向けて必要な消費者の行動は十分とはいえないだろう。消費者教育推進会議においては「商品等の安全」「生活の管理と契約」「情報とメディア」の領域における消費者市民社会における消費者の行動例を示した。「商品等の安全」の領域においては、ラベルや説明書をよく読む、定期的な点検をする、事故情報を入手した場合は家族や友人に知らせる、トラ

---

<sup>1</sup> 「消費者行政推進会議」(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shouhisha/>)では「各省庁縦割りになっている消費者行政を統一的・一元的に推進するための、強い権限を持つ新組織の在り方を検討し、その組織を消費者を主役とする政府の舵取り役とするため、消費者行政推進会議を開催」としている。

<sup>2</sup> 平成20年版国民生活白書「消費者市民社会への展望—ゆとりと成熟した社会構築に向けて—」([http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h20/10\\_pdf/01\\_honpen/](http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h20/10_pdf/01_honpen/))。

<sup>3</sup> 消費者庁「消費者教育推進のための体系的プログラム研究会」(<http://www.caa.go.jp/information/index14.html>)。

<sup>4</sup> 消費者庁「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(<http://www.caa.go.jp/information/index17.html>)。

<sup>5</sup> 消費者庁「消費者教育推進会議」(<http://www.caa.go.jp/information/index15.html>)。

ブル発生の際には、事業者や消費生活センター等に連絡するなどが盛り込まれている。また「情報とメディア」においては、消費生活センターなどの発信情報の収集やソーシャルメディアの活用なども盛り込まれている<sup>6</sup>。

しかし、これらは一般論であり、具体性という点では十分ではなく、消費者の行動を促すことには程遠い。たとえば、子ども服はかわいけれど安全性に問題ある商品、安いが途上国での劣悪な労働環境が背景にあるもの、食品ロスやゼロリスクの要求の問題、高齢者の金融被害の問題などありとあらゆる消費生活において、具体的に何が問題で、どうすればいいのかを、消費者が考え、行動できるようにするために、消費者団体あるいはNPO・NGOなどの市民組織が具体的に消費者に問題を投げかけ問うていく必要があると考える。

### 3. 持続可能な社会への消費者の参画—消費者団体等の動き

ここでは特に消費者団体等が持続可能な社会に向けてさまざまに参画してきた例を紹介したい。

直接、持続可能な社会の形成を目的とするものとして、2010年11月に発行された組織の社会的責任の規格ISO26000に消費者団体は消費者セクターとして他のセクターとともにその策定過程に関わっている。企業がCSR (=Corporate Social Responsibility)<sup>7</sup>に取組む際に消費者が重要なステークホルダーとしてダイアログや第三者意見に関与する例も増えている。2009年に設立された「社会的責任に関する円卓会議」<sup>8</sup>においても消費者セクターは事業者団体等他のセクターとともに運営や実践に関わっている。また、2014年に設立したサステナビリティ消費者会議<sup>9</sup>や(一社)消費者市民をつくる会<sup>10</sup>など新たな消費者団体も注目される。

また、食関連として、(一社)FOOCOM(2011年設立)<sup>11</sup>、食のコミュニケーション円卓会議(2006年設立)<sup>12</sup>、金融関連として、良質な金融商品を作る会(2004年設立)<sup>13</sup>がある。これらは必ずしも直接持続可能な社会の形成を目的にはしていないが、消費者団体や消費者問題の専門家が主導権を取って多様なセクターに呼びかけて消費者の問題の解決を目指すものであり、持続可能な社会の形成への参画例と評価できる。

このような消費者団体の動きは消費者が能動的に行動していくためのいわば環境整備にあたるが、現在の消費者団体の活動が持続可能な社会形成への動きとして一つにまとまっているわけではないことから、さまざまに散らばっている消費者団体等の動きをネットワーク化し、他の組織、たとえば従来からの環境等の活動、あるいはNPO・NGO、事業者団体、労働団体とも連携することによって、これらの消費者団体の点の動きを線に、さらに面とし消費者の行動の変革を促す道筋をつける必要があると考える。

---

<sup>6</sup> 消費者庁「消費者教育推進会議」(前掲)。

<sup>7</sup> 一般的に「企業の社会的責任」と訳される。

<sup>8</sup> 多様な主体が対等な立場で参加し、政府だけでは解決できない課題に協働して取り組むための枠組み(<http://sustainability.go.jp/forum/index.html>)。

<sup>9</sup> 消費者組織として、他のステークホルダーとともに、持続可能な社会に向けての取組みをさらに前進させるための団体(<http://ccfs2014.jimdo.com/>)。

<sup>10</sup> 消費者市民社会の構築に向けて、消費者と事業者双方を対象とした教育・啓発事業を推進する団体(<http://www.n-shokuei.jp/topics/kouenkai150302.html>)。

<sup>11</sup> 科学的根拠に基づく食情報を提供する消費者団体(<http://www.foocom.net/>)。

<sup>12</sup> さまざまな立場の人々が、食について知識を高め、お互いの立場への理解を進めていくことによって、より良いコミュニケーションを目指す団体(<http://food-entaku.org/>)。

<sup>13</sup> 自立した暮らしに欠かすことのできない「良質な金融商品」を育てることを目的とする団体(<http://fosterforum.jp/>)。

#### 4. 持続可能な社会とはどのような社会なのか

現在、消費者団体と環境等の組織との活動は明らかに異なる。これはSDGs<sup>14</sup>で問題にしている議論に消費者団体が積極的な参加ができていない理由にもつながる。多くの消費者団体が問題視するのは、現に脅かされている生命・健康の安全、消費者の選択に関わる広告・表示の問題、あるいは金融被害などの問題であり、環境等の組織は持続可能な社会に向けた消費者のより積極的な行動を問題にする。これはまた消費者教育推進会議での議論とも重なる。従来の消費者被害に焦点を当てた被害防止の消費者教育だけではなく、持続可能な社会に能動的に参画していく消費者教育が求められるとしたときに、従来の消費者教育の担い手にはとまどいがある。つまり従来型の消費者教育と新たな消費者教育が繋がらない、つなぐ橋を見つけれないのである。この両者をつなぐ橋をかけなければ消費者も消費者教育の担い手の意識も変えることはできず、従来型の消費者教育、あるいは新たな消費者教育が分断して進む恐れがある。それはとりもなおさず日本において消費者あるいは消費者団体における持続可能な社会への大きなうねりにはならないことを意味する。

わたしはここで、持続可能な社会への取組みにおける出発点として、消費者とはどのような存在なのかを明確にすることが必要であると考え。消費者は市場経済において“影響を受ける存在”であると同時に“影響を与える存在”だということである。現代社会の複雑さは消費者の両面を考慮した対策が求められることである。もし影響を与える存在のみを重視するならば、現に起きている消費者被害を放置することになり、それは砂上の楼閣にも等しい。持続可能な社会を堅固にするためには両者の対策が必要であり、持続可能な消費など持続可能な社会の取組みにこの両者を組み込むことが必要なのではないだろうか。

#### 5. 関係者がともに持続可能な社会を目指すために

持続可能な社会は単一の主体だけの問題ではなく、すべての社会の構成員がともに連携・協働することが求められる。最近の各主体の協働の例として、「食品ロス」では関係省庁の協働、「高齢者の見守り」は自治体や事業者の連携、消費者教育については社会的責任に関する円卓会議でのマルチステークホルダーによる議論、あるいは新たな消費者団体は具体的な問題を多くの主体と連携して解決しようとしている。確実に多様な主体の連携・協働は広がっている。

しかし、国際的なSDGsの動きは日本国内において関係者の連携・協働が十分ではないように見える。それは省庁間、市民組織間、あるいは市民組織と省庁間の連携・協働の課題である。これらを改善していくためには問題を認識している市民組織が主体的に動き、他の主体を巻き込むことによって多くの主体がともに持続可能な社会を目指す動きとし、さらに個々の消費者の動きへと繋げていく必要があるのではないだろうか。

---

<sup>14</sup> 2012年のリオ+20の成果文書「我々が望む未来」では、決議事項の1つとして、オープン・ワーキング・グループ（OWG）を設置してSDGs（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）を設定し、国連総会における検討及び適切な行動に付すことが定められた。またSDGsは国連ポスト2015年開発目標に整合・統合されるべきものとされている（<https://sustainabledevelopment.un.org/focussdgs.html>）。

## これからの企業と消費者－ISO26000・持続可能な消費の議論等も踏まえて

明治大学経営学部特任准教授／損保ジャパン日本興亜CSR部上席顧問 関正雄

### 1. CSRと持続可能な消費

CSR (Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任)という言葉は、今や世界どこでも通じるようになった。しかし、正しい理解を伴っているとは言い難い。国内でも、CSRは経営の「周辺マター」であり、本業とは切り離された社会貢献活動である、との理解が少なくない。また、繰り返される企業不祥事を引き合いに、法令順守や企業倫理の問題として語られることも多い。

近年確立されたCSRの定義はこれらとは異なる。それは社会に与えるインパクトに対する責任であり、企業として事業プロセスに、また商品やサービスのなかに、環境や社会への配慮を組み込む(統合する)というものである。また、ステークホルダーとともに社会的課題の解決や、持続可能な社会の構築をめざすことである。こうした理解は2010年に発行された社会的責任の国際規格ISO26000や、翌2011年に発表された欧州委員会の政策ペーパーであるCSRコミュニケーションによる定義(図表1)などを通じて、世界的に共通の理解となってきた。

以上の理解に立った時、CSRにおいて「持続可能な消費」は重要なテーマである。企業に対して、単なるリスクとしてのCSRを超えて、オポチュニティとしてのCSRに目を向けさせてくれる。また、持続可能な消費におけるこれまでの政策中心の議論に、企業の新たな視点を付け加えてくれるものでもある。

この文脈での取組事例として、CSR先進企業として評価の高いユニリーバの事例をみてみよう。同社は、事業戦略として「サステナブル・リビングプラン」を掲げ、消費者や他のステークホルダーとともに持続可能な社会を実現するという、壮大なテーマに取り組んでいる。同社の石鹸・シャンプーや食料品など消費者にとって身近な製品群は、毎日世界中で20億人が使っていると

## 企業の社会的責任(CSR)とは

図表1

### Corporate Social Responsibility

#### 「社会に与えるインパクトに対する企業の責任」

1. 法令順守や、関係者間の合意尊重は、その前提
2. 社会的、環境的、倫理的な、また人権や消費者の関心事項を、自らの業務運営や中核的戦略の中に統合する
3. ステークホルダーと密に協力する
  - ①株主その他ステークホルダー・社会全体との、共通価値の創造を最大化する
  - ②企業もたらす可能性のあるマイナス影響を明らかにし、予防し、緩和する

出典：「CSRコミュニケーション」欧州委員会 2011年10月

1

いう。同社は1,000種類以上におよぶ自社製品の環境負荷を分析した。原材料調達から製品最終破棄までのバリューチェーン全体を俯瞰して、どの段階での温室効果ガス排出が多いかを明らかにしたのである。その結果、68%は消費段階であることを発見した。そこで、消費段階でのCO2排出が少ない製品を開発するとともに、消費者への啓発や働きかけに力を入れている(注1)。

## 2. ISO26000作業部会における持続可能な消費の議論

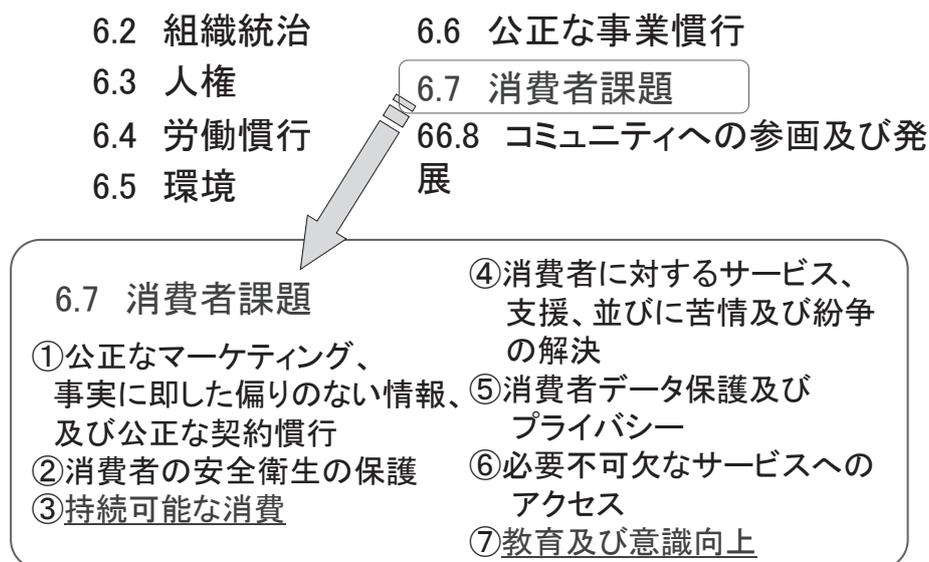
CSRの浸透とともに広まることが期待されるのが、CSRをさらに普遍化し、持続可能な発展に向けて企業に限らず全ての組織の社会的責任を問う、SRの概念である。ISO26000社会的責任規格はその概念を具現化した文書として注目されるし、また持続可能な消費の議論にも貴重な示唆を与えてくれる。

この規格のユニークな点は、あらゆる組織の社会的責任が重要、という視点にもとづくことに加えて、策定にあたって政府・企業・労働・消費者・NGO・その他有識者という、6つのステークホルダーが対等な立場で参加し合意を形成する、マルチステークホルダー・プロセスを初めて採用したことである。筆者はこの規格策定に作業部会エキスパートとして参加し、消費者課題の起草にも関わった。

ISO26000には、環境・人権・労働慣行・組織のガバナンス・公正な事業慣行・消費者課題・コミュニティ開発/参画という、7つの中核主題がある。このうち消費者課題のパートには、消費者の安全保護など7つの課題が書かれている(図表2)。この消費者課題のパートは、国際消費者機構(CI: Consumer International)からのエキスパートが中心となって起草が進められた。従って、国連消費者保護ガイドラインといった基本文書に則り、弱い立場の消費者をいかに保護するか、が主眼であった。

### ISO26000における持続可能な消費

図表2



出典:ISO26000 社会的責任に関する手引き <sup>2</sup>

(注1)「ユニリーバのサステナブル・リビングプランの進捗2013年」を参照  
<http://www.unilever.co.jp/sustainable-living-2014/>

しかし、持続可能な発展を実現するために役立つガイダンス文書をつくる、というISO26000作業部会に課せられた目的に照らせば、消費者の権利保護だけではなく、持続可能な発展に資する消費者の役割や責任という視点も盛り込むべきではないかと考え、「持続可能な消費」と「教育および意識向上」という2項目追加を提案した。幸い、全ての組織の社会的責任という規格の策定理念にふさわしいものであるとして、作業部会でも受け入れられた。

作業部会は2005年から2010年までの5年間という長期に及んだが、この間消費者団体自身も変化した。例えば、2008年に国際消費者機構は毎年9月15日を「世界消費者責任デー」に定めた。以前より毎年3月15日は「世界消費者権利デー」であったが、権利と裏腹の消費者の責任ある行動や、持続可能な発展に貢献する消費者の役割を考える日を設けることを、消費者団体自らが決めたのである。

さらに、作業部会の終盤では消費者市民教育の先進国である北欧ノルウェーの委員から、「持続可能な消費」というタイトルを「消費者市民社会」に変更する提案がなされた。しかしこれは採用されなかった。「消費者市民社会」は近年、国内でも国民生活白書や消費者教育推進法(2012年)で言及されている重要な概念であるが、当時はまだ言葉としても理念としても、世界に浸透していたわけではなく、99カ国にのぼる世界各国から集った作業部会の委員の賛同を得るまでに至らなかった。

もうひとつ、環境と持続可能な発展に関する議論の混乱も見られたことを記しておきたい。そもそも持続可能な発展の概念は、国連ブルントラント委員会の報告書で定義されたように、環境側面だけを念頭においたものではない。社会的弱者への配慮や公平の概念も含んでいる。しかし、上述のとおり消費者課題に持続可能な消費などを追加するよう提案した際には、ここではなく環境のパートに書くべきとの反対意見が出た。持続可能性を環境側面でしかとらえない人達が、世界中からエキスパートが集まったISO26000作業部会においてすら、少なくなかったことを示している。

時として「持続可能な消費」が輪郭のあいまいな(woollyな)トピックであるといわれるのは、そもそも持続可能な発展に関する共通の理解の土台が形成されていないことにも一因がある。今後の「持続可能な消費」をめぐる議論を実のあるものにするためには、まず持続可能な発展についての共通理解を確認することから始めるべきであろう。

### 3. これからの企業と消費者

ISO26000の中心概念のひとつに「ステークホルダー・エンゲージメント」がある。組織とステークホルダーが互いに積極的に関与しあう、いったい意味である。かつては、エンゲージメントという言葉は、NGOやSRI投資家の企業に対するエンゲージメントといった形で、ステークホルダーが企業に厳しくモノを申すこと、という理解が主流であった。しかし持続可能な社会を実現するためには、政府は言うに及ばず、企業も消費者もNGOも投資家も、社会の構成員すべてが参画し協働する必要がある。すべての関係者が価値を共有し、集団的行動によって社会のあり方を変えていかなければならない。これからは、一方的なエンゲージメントではなく、各主体相互のエンゲージメントが求められる。それぞれの力が共通の目標達成のために、歯車のように「かみ合う」ことがエンゲージメントの意味である、と考えるべきであろう。

企業は、自組織における管理的な責任、内向きの「静的な」責任ではなく、ステークホルダーを巻き込みながら社会の課題を解決する、より未来志向の「動的な」責任を果たすことが求められている。そして、ステークホルダー側にも、その動きと軌を一にして「対立から協働へ」、共有価値の実現に向けてともに行動することが求められるようになった。すべての組織の社会的責任をうたうISO26000策定の背景には、そのような思想があったと考えることができる。

この文脈で注目すべき出来事は、2010年度から国内で始まった「消費者・市民教育モデル事業」という、企業と消費者が共催する消費者教育のイベントである。社会的責任円卓会議の「人を育む」作業部会のひとつの産物として、事業者団体である経団連と消費者団体が、初めて協力してイベントを実施することとなった。企業と消費者の協働に関する、ひとつの象徴的な動きと言えるであろう。

前出の事例に取り上げたユニリーバのCEO、ポール・ポールマン氏は、持続可能な発展をリードする産業団体、WBCSD (World Business Council for Sustainable Development: 持続可能な発展のための世界経済人会議)の会長を務めている。WBCSDでは、2050年のビジョンを描き、実現のための行動計画である「アクション2020」を推進している。その行動計画における6つのクラスターのひとつが「持続可能なライフスタイル」であり、持続可能な消費は重点テーマのひとつだ。10年ほど前からWBCSDでは検討タスクを立ち上げて、企業の視点からみた「持続可能な消費」に関する報告書も何冊か出版している。その特徴は、消費段階だけではなくバリューチェーン全体を見渡して「持続可能な生産と消費」実現へとリーダーシップを発揮する、全体的かつ能動的なアプローチである(注2)。

言うまでもなく、それは企業の力だけではなし得ない。WBCSDが標榜する「持続可能な社会を実現するビジネス・ソリューション」は、決して企業だけの力では生み出せないのである。ステークホルダーが参加して互いに積極的に関与しあう、マルチステークホルダー・エンゲージメントが必要だ。

2015年2月に、経団連CBCC(Council for Better Corporate Citizenship: 企業市民協議会)では、CSR先進国である北欧のスウェーデンとノルウェーにCSR対話ミッションを派遣し、筆者も企画部会長として参加した。両国のCSRは、評価機関によって高く評価されている。その高評価の理由は、実は企業だけにあるのではない。目指す国の姿や政策理念に持続可能な発展が組み込まれており、その価値観が国民の間で共有され、従って幅広いステークホルダーが共通理念実現に向けた行動をとっているからである。消費者市民教育をリードするのがノルウェーなどの北欧諸国であることも、ここから理解できる。

こうした理念共有に必要なのは、マルチステークホルダー対話であり、もうひとつは教育であろう。今回の対話ミッションの一環として、消費者市民教育をリードする団体、PERLの活動を率いるノルウェーのヴィクトリア・トーレセンさんと、CSRと消費者市民教育に関する意見交換

---

(注2) WBCSDのホームページから、以下の報告書をはじめ、過去の一連の報告書のダウンロードが可能である。  
“Collaboration, innovation, transformation  
Ideas and inspiration to accelerate sustainable growth  
- A value chain approach (WBCSD Consumption & Value chain)”  
WBCSD, December 2011 ISBN: 978-3-940388-83-4

を行った。意見が一致したのはESD (Education for Sustainable Development：持続可能な開発のための教育)の重要性である。そこでは、「共感」「信頼」「協力」「深い関与」などが重視される。筆者は、昨年11月に名古屋で開催された「国連ESDの10年」世界会議の場で発表しようと、ESDに関心を持つ経団連自然保護協議会や有志企業などとともに、「企業によるESD宣言」を2014年10月に作成した(注3)。ESDとは単に知識を授ける教育ではなく、価値を共有し行動する人を育むための学びのプロセスである。それは学校教育に限った話ではない。むしろ、社会で意思決定に携わる企業人や政策決定者、そして一般市民・消費者にこそ必要不可欠な教育だ。トーレセンさんとの対話は、特に、多くのステークホルダーの参画が必要な持続可能な消費に関して、この点が重要であることを再認識させてくれた。

企業と消費者は、いずれも持続可能な消費を実現するリード役であり、主役である。他のステークホルダーも巻き込んで未来をともにデザインし、ともに行動することを求められている。社会のあり様やライフスタイルを変革することは簡単ではない。現状を打破するために、大きなインパクトを生み出すことが必要である。しかし、企業と消費者の協働と強いリーダーシップが、その可能性を大きく広げていくことを期待してやまない。

---

(注3) ESD-Jのホームページから全文のダウンロードが可能である。  
<http://www.esd-j.org/j/topics/topics.php?itemid=3451&catid=173>

## 環境・社会課題解決と投融資－金融機関の社会性格付けの試み

「環境・持続社会」研究センター(JACSES) プログラムコーディネーター 田辺有輝

### 1. はじめに

持続可能な消費・生産を実現するためには、持続可能な生産に対する投融資の増加とそれを支持する市民の金融行動が必要である。本章では、当センターが他団体と協力して運営している Fair Finance Guide 日本版 (<http://fairfinance.jp/>) の取り組みを例に、環境・社会課題解決のための投融資のあり方について、現状の課題と展望を示したい。

### 2. Fair Finance Guide 日本版ウェブサイトが開設

2014年12月、A SEED JAPAN、アジア太平洋資料センター(PARC)、「環境・持続社会」研究センター(JACSES)のNGO3団体が共同で、Fair Finance Guide 日本版のウェブサイトを開設した。Fair Finance Guideでは、気候変動、自然環境、人権、労働、兵器産業、透明性、汚職など13テーマ、228項目の評価基準で金融機関の投融資方針を数値化している。現在は、日本の5大フィナンシャル・グループ(FG)である三菱UFJFG、みずほFG、三井住友FG、りそなホールディングス(HD)、三井住友トラストHD(三井住友信託銀行を含む金融グループで三井住友FGとはグループが異なる)が対象となっている。

スコアを見てみると、トップはみずほFGで、130満点中、29点、2位は三菱UFJFGと三井住友FGが同一で27点、4位は三井住友トラストHDで20点、最下位はりそなHDで4点だった。

預金者は、Fair Finance Guideを通じて金融機関の社会性を比較し、預金口座を選ぶことができる。また、ウェブサイト上から預け先の金融機関に改善を求めるメッセージを発信することも可能となっている。預け先を変更したい場合は、他の金融機関の口座開設ページに簡単に飛ぶこともできる。

Fair Finance Guideの取り組みは、2009年にオランダにおいて、開発や環境問題に取り組むNGO(オックスファムやアムネスティなど)や消費者団体、労働組合が共同でスタートした。リーマンショックにより経営危機に陥った金融機関を公的資金で次々に支援することになり、金融機関に対して社会的責任を求める世論が高まったことが背景にある。オランダのウェブサイトには5年間で約40万人が訪問し、約2万人が銀行に改善のメッセージを発信した。テレビ、ラジオ、新聞などのメディア掲載は400回以上に達した。ウェブサイト立ち上げ当初は、金融機関側も静観していたが、世論の関心の高まりとともに次第に投融資方針の改善を競い合うようになり、述べ165項目で金融機関の投融資方針の改善が行われた。2014年より、オランダ、ベルギー、フランス、スウェーデン、ブラジル、インドネシア、日本の7か国での展開を開始した。

### 3. Fair Finance Guideの意義

グローバル企業は、気候変動、生物多様性、人権、労働、汚職腐敗、租税回避など、様々なCSR課題に直面している。これらの課題に対処するため、CSRに関する国際フレームワークが整備されて来ている。例えば、人権、労働、環境、腐敗防止に関する10原則を定めた「国連グローバル・コンパクト」には、全世界で7000社以上が署名しており、日本企業でも約200社が署名している。Fair Finance Guideの228の評価項目の多くは、こうした国際規範に基づいた基準となっている。

しかし、これらCSRに関する国際フレームワークが適切に実施されず、しばしば、環境・人権NGOや地元住民から環境破壊や人権侵害などが指摘されてきた。企業への重大なリスクとして表面化するケースも少なくない。適切な実施を図るためには、各企業による更なる取り組み促進と

ともに、金融機関による投融資を通じたチェックと後押しが重要だろう。この活動を通じて、金融機関が投融資先の企業における国際規範の実施状況を確認することになり、幅広い企業において国際規範の実施がより強化されることが期待できる。

また、日本の主要な金融機関はCSRレポートを毎年発行しており、金融機関のウェブサイトでもCSR方針や活動報告が掲載されている。しかし、預金者にとっては、どの金融機関の方針が社会問題の解決に貢献するものなのか、分かりにくいのが現状だ。Fair Finance Guideでは金融機関のCSRの取り組みを数字で表すことで比較可能にし、預金者に口座選択の際のひとつの「モノサシ」を提供している。

さらに、金融機関のCSRを数字で表すことで、金融機関の競争意識が高まることを期待している。オランダで起こっているように、日本でも金融機関が投融資方針の改善を競い合うようになり、金融機関のCSRに「良い競争」が生まれることを期待している。

#### 4. スコアの算出方法と金融機関との対話

評価基準は7か国のNGOの代表が集まって作業部会を設立し、国際会議やメールでの議論を通じて策定している。スコア算出に当たっては、金融機関が公開しているCSR方針、CSRレポート、有価証券報告書、ウェブサイトなどを見て、金融機関の投融資方針（一部の項目では実施状況を確認する場合もある）に評価基準の要素が含まれているかどうかをひとつひとつ確認する。

例えば、労働の評価基準の中には投融資先の企業が児童労働に関与している企業に投融資を行わないことを表明しているか否かを問う項目がある。投融資方針にそのような方針が含まれていれば加点の対象となるし、児童労働を禁止する「国連グローバル・コンパクト」を投融資方針に採用していれば加点の対象になる。したがって、このような幅広い分野をカバーする国際規範を投融資基準として採用している場合は、幅広い分野のスコアの底上げになる。

Fair Finance Guideでは、金融機関との対話による課題解決アプローチを重視している。スコアの算定に当たっては、まず評価方法の詳細とドラフトスコアを金融機関に送付し、実際に面会をして対話を通じて採点ミスがないかどうかを確認したり、今後のスコア改善のための意見交換をしたりしている。今回、対話を通じて得られたフィードバックに基づいて、7か国のNGOと相談しながら、採点ミスの修正や評価方法の解釈変更を行ってきた。最終スコアについても、ウェブサイト公開前に各金融機関に送付している。

#### 5. 今回のスコア結果をどう捉えるか？

日本のスコアをより具体的に見ていくと、「エクエーター原則（赤道原則）」の採択の有無がスコアに大きく表れている。「エクエーター原則」は、途上国などでプロジェクト・ファイナンスなどに適用される環境・社会配慮基準で、この原則には34か国の80金融機関が署名している。日本からは三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行のメガバンク3行が署名している。そのため、今回のスコアリング結果でも、このメガバンク3行が含まれる三大FGのスコアが相対的に高くなっている。ただ、人権や兵器産業では、三井住友トラストHDが一步リードしている。これは、三井住友トラストHDが、「世界人権宣言」や「国連グローバル・コンパクト」を投融資基準として採用していることや、非人道兵器であるクラスター爆弾や対人地雷を製造する企業への投資を原則として禁止していることなど、先行的な取り組みが見られるからである。

なお、3大FGの中では、みずほFGが気候変動で若干リードしている。みずほFGは、融資先の発電プロジェクトにおける温室効果ガスの排出量を定期的にウェブサイト上で公開しており、これは国内金融機関で唯一の取り組みである。

日本の金融機関のスコアは他国の機関と比べてどうなのか。例えば、スウェーデン版では、スコアがパーセント表記となっており、7金融機関中、最も高い機関が43%、最も低い機関のSEB

が13%であった。日本の金融機関をパーセント表示にすると、みずほFGが22%、三菱UFJFGと三井住友FGが21%なので、スウェーデンのトップに大きくリードされていることになる。

## 6. スコア改善に向けて金融機関ができること

日本の金融機関がさらにスコアを上げるためには、どのような取り組みが必要だろうか。前述の通り、現在のところ、「エクエーター原則」の採択によって、228項目中、58項目が加点対象となり、広範囲にスコアの底上げを図ることが可能であるため、「エクエーター原則」を採択していないりそなHDと三井住友トラストHDは、これを採択することが重要な一歩になるだろう。

ただし、「エクエーター原則」は大規模なプロジェクト融資が中心であり、適用対象プロジェクトは限られている。そのため、幅広い投融資に適用する方針が必要である。例えば、5つの金融機関とも「国連グローバル・コンパクト」には署名しているが、これを投融資基準として採用しているのは三井住友トラストHDのみであるため、他の四機関がこれを投融資基準として採用することは重要な一歩となる。「国連グローバル・コンパクト」を投融資基準にすることで、228項目中、14項目が加点対象になる。

また、CSR方針をもっと具体化することも検討したほうが良いだろう。日本の金融機関では、環境格付け融資などを通じて、融資先企業に対して省エネルギーや省資源の促進、再生可能エネルギー導入促進、CO2排出削減、サプライチェーンにおける環境社会影響の回避などを促していることが多い。環境格付け融資では、これらの取り組みを行っている企業への融資に際して貸出利率の削減など有利な貸出条件を提供している。しかし、各金融機関のCSR方針は、抽象的な表現にとどまっており、せっかく良い取り組みをしてもスコアに反映されていないことが多い。したがって、各金融機関のCSR方針において、投融資先に求めることをできるだけ具体的に書き込んでいくことが重要である。

## 7. 投融資方針の遵守状況をチェックするケース調査

Fair Finance Guideでは、金融機関の投融資方針をスコアリングするだけでなく、掲げられた投融資方針が適切に実施されているかどうかをチェックするために、ケース調査を実施している。2014年12月には、人権に関するケース調査を発表した。

調査では、環境・人権NGOから深刻な人権侵害が指摘されている4つの開発プロジェクト(表2を参照)を対象に、これらのプロジェクトの出資企業9社に対する金融機関の投融資額を調査した。

表2：ケース調査で扱った四つの開発プロジェクトと人権問題の概要

案件名・国名	出資企業	発生している人権問題の概要
バタン石炭火力発電事業 (インドネシア)	電源開発 伊藤忠商事	警備員・チンピラ・軍・警察による住民への脅迫等が多く指摘されている。国家人権委員会が改善を勧告。
ボガブライ石炭採掘事業 (オーストラリア)	出光興産	先住民族の土地権を巡って裁判で係争中。文化財の影響について事前協議や合意取得の不備が指摘されている。
コーラル・ベイ・ニッケル製錬事業(フィリピン)	住友金属鉱山 三井物産 双日	先住民族の伝統的な意思決定方法を無視して合意取得を強行。武装集団による先住民族への脅迫、発がん性物質垂れ流しによる健康被害が指摘されている。

ティラワ特別経済区 (SEZ) 開発事業 (ビルマ/ミャンマー)	三菱商事 住友商事 丸紅	当局による一方的な立退き勧告と土地売却の脅迫、異議申立を行った住民の不当逮捕が指摘されている。
----------------------------------	--------------------	---

ケース調査では、トムソンやブルームバークの金融データベースなどを使って、出資企業9社に対する5つの金融機関の投融資状況を調査した。結果、合計で約6兆円の融資や約1兆1000億円の株式投資などを実施していることが明らかとなった(詳細は表3参照)。

表3：企業9社に対する金融機関の投融資状況(金融機関別の合計)

単位：億円

	三菱 UFJ	みずほ	三井住友	りそな	三井住友 トラスト	合計
融資	23,486.62	19,847.97	11,948.74	76.05	4,451.15	59,810.53
証券発行	2,848.70	2,377.99	1,600.67	0.00	0.00	6,827.36
株式保有	2,844.82	1,945.79	1,068.23	9.29	5,206.18	11,074.31
債券保有	25.00	26.55	31.10	0.00	32.98	115.63

投融資先に「エクエーター原則」を適用している三菱UFJFG、みずほFG、三井住友FGや、投融資先に「世界人権規約」や「国連グローバル・コンパクト」への適合を求めている三井住友トラストHDでは、掲げられている投融資方針と投融資先の現場の実態にギャップがあることが明らかとなった。例えば、「エクエーター原則」では、先住民族の土地権や資源権を脅かす場合、影響を受ける先住民族との「自由で事前の情報が十分に提供された上での合意 (FPIC)」を取得するように求めているが、ボガブライ石炭採掘事業やコーラル・ベイ・ニッケル製錬事業では、適切な合意取得が得られていないことが明らかになっている。

ウェブサイト上では、人権のテーマのスコア横に「！」マークが付されており、これは、掲げられた投融資方針と実施状況にギャップが生じていることを表している。

## 8. Fair Finance Guideの今後の展開

2015年秋には各国のスコアが一通り出揃うため、グローバルサイトにて、各国の金融機関の国際比較が可能になる予定である。また、日本版ウェブサイトでも、先進的な投融資方針を掲げている欧州の金融機関のスコアをクローズアップすることを検討している。

対象金融機関の拡大も検討している。現在は、原則として一般企業向けの融資を行っている総資産上位5グループを対象にしているが、大規模な金融機関であるゆうちょ銀行を含む日本郵政グループやJAバンクなどを含む農林中央金庫グループへ拡大することも検討している。

ケース調査では、透明性、労働、気候変動、自然環境のケース調査を実施予定で、うち、透明性と気候変動については、7か国共同の調査となり、調査結果の国際比較が可能なケース調査となる予定だ。

ぜひ、Fair Finance Guideを預金口座選択に活用頂き、ウェブサイトを通じて預金者としての声を金融機関に発信して頂けるとありがたい。

## 公正で持続可能な消費・生産実現への課題と提起

### ～資源採取・生産・流通・消費・廃棄システムの革新に向けて～

「環境・持続社会」研究センター(JACES) 事務局長 足立治郎

#### 1. はじめに

「持続可能な消費・生産」が検討・追求されるのは、現在の消費生産が持続可能でなく、対応が必要とされる故である。従って、持続可能な消費・生産について、検討しているばかりで、現実の取組みに結びつかなければ、意味がない。そこで、本稿では、まず、人類の消費生産の歴史も鑑みつつ、現状の消費生産にひそむ課題を整理してみる。次に、そうした課題への対応策を検討・提起していきたい。

#### 2. 消費生産の歴史と課題

##### (1) 人類の歴史と消費生産

人類は、食料をはじめとした様々なものを生産・消費し、生き、生活を楽しみ、子供たちにそれを引き継いできた。大昔、消費生産の過程は、家族・村単位で完結していたプロセスであったと思われる。男性は狩りをし、女性は木の実を集める、等といった役割分担・分業がどんどん進展していく過程で、採掘業者・生産者・流通業者・消費者・廃棄物処理業者等といった言葉も生まれてきた。グローバル化が進み、そうした分業は今や世界レベルにまで広がった。結果、消費者は、自分の消費する物がどこでどのように生産され、どのような社会的影響を与えているのかを把握しようとしても、それは困難を極める。生産者も、自分の生産を支えている原材料がどこでどのように作られ自分のものに運ばれてきたか、自分の生産した物が流通・消費・廃棄される過程でどのような社会的影響を与えるのかを知ることは難しくなっている。

人類は、当初は移動に自分の肉体のエネルギーしか利用しなかつただろう。やがて、ラクダや馬に乗り、帆船も作り、今や自動車や飛行機に乗る時代となった。食料入手にも、太陽エネルギーのみの恩恵を受けていた状況から、温室栽培・トラクター利用・食料流通などで、化石燃料他のエネルギーを利用する状況となった。こうした過程で、人類のエネルギー消費量は爆発的な増大をとげた。こうした人類による爆発的な消費拡大は、他の様々な資源も同様の傾向にある。

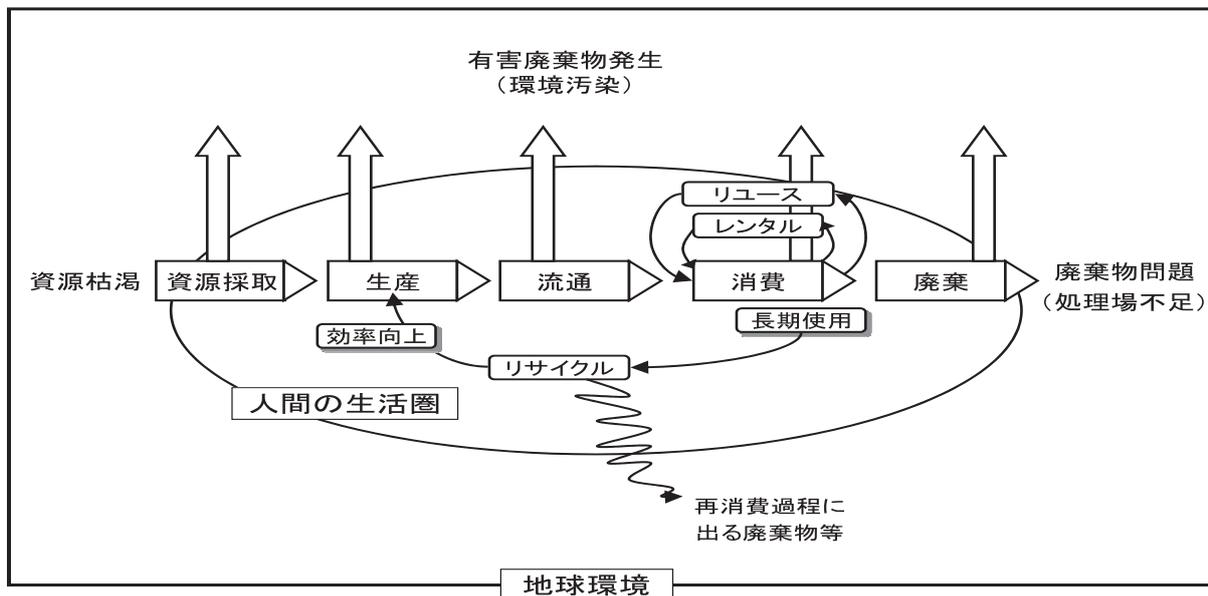
英国での産業革命を契機として、欧米諸国が急速に経済成長を遂げ、日本もそれに追随した。1992年の国連環境開発会議(UNCED)で採択された「アジェンダ21」には、「地球環境が悪化し続ける原因は、主として、特に先進工業国における持続不可能な形での消費と生産である。これは、貧困と不均衡を悪化させる深刻な問題である」と記された。

そして、1997年の気候変動COP3で採択された京都議定書では、先進諸国に温室効果ガスの削減義務が課された。ただし、今年末の気候変動COP21で採択されることが目指されている2020年以降の気候変動国際枠組みでは、先進国のみならず、新興国・途上国も削減努力を進めなければならない枠組みとなった。現在の非持続可能な消費・生産形態は、先進国のみならず、新興国・途上国の富裕層・中間層等にも急速に広がっている。資源・商品は、世界規模で流通している。こうした現実を鑑みれば、気候変動や生物多様性喪失等による甚大な被害を回避するには、世界規模で持続可能な消費・生産形態を広げることが必要であり、日本1国だけでみる視点や先進国のみに焦点を当てる視点だけでは、対応しきれないのである。

(2) 環境汚染・資源枯渇・廃棄物問題への対処と格差への対応が課題

図1は、私達の消費生産形態を簡略化したものである。

図1：消費生産システムのモデル



資源採取・生産・流通・消費・廃棄それぞれで、例えば、次のような問題を発生させることもある。

- ・資源採取：大量の資源採取が、自然資源を含む資源枯渇危機を生む。奴隷的労働の強制や公害発生が起こる。
- ・生産：工場からの汚染物質が周辺地域住民に健康被害を及ぼす。施設立地において、強制移転等を伴うこともある。
- ・流通：商品流通時のトラックからの排気ガスが、道路周辺住民に被害を与える。
- ・消費：エネルギー消費による二酸化炭素排出が、気候変動を助長する。
- ・廃棄：ごみ焼却場や廃棄物処分場での有害物質放出が環境や健康に悪影響を与える。

資源の枯渇を招けば、持続可能な消費・生産は不可能になる。また、資源消費増大に伴う廃棄物発生が、その処分・処理能力の限界を超えることも避けなければならない。環境汚染が、将来世代・私達自身の生活・健康への脅威になることも防ぐ必要がある。つまり、公正で持続可能な消費・生産を実現するには、「将来世代・現世代の生活環境を脅かさないレベルまで資源採取・生産・流通・消費・廃棄各過程において発生する環境汚染を制御すること」「持続可能なレベルまで資源採取・投入を抑えること」「廃棄物処分能力の範囲内に廃棄物発生を抑えること」が課題となる。

加えて重要なことは、格差への対処だ。貧困のなか十分な食料その他が得られない人々がいる一方で、信じられない程の富を有する人々もいる。貧困層の不当な労働の果実を、富裕層が搾取・消費する事例は、現在でも多数存在する。欧米・日本といった先進国にも多くの貧困層がいる一方、新興国・途上国にも多数の富裕層が存在・急増している。格差問題に対処する際にも、先進国・途上国間の南北対立としてのみ捉えるだけでは対処しきれず、各国内の富裕層・貧困層の格差にも目を向ける必要がある。

日本の各地域に視点を移せば、過疎化・高齢化している地域も多い。各家庭に視点を移すと、シングルマザーの貧困家庭も少なくない。環境・資源問題にばかり目を奪われ、いかに各地域の経済を回していくか、貧困問題に対応していくか、といった視点が欠落しているのは、効果的に対

処できないだろう。各地域でいかに持続可能な消費・生産を推進していくか、各個人・各家庭がいかに生き活きとした生活を送っていくか、といった視点から、消費生産を見直していくことが重要であろう。

### (3) 持続可能で公正で生き活きとした消費生産形態実現のための創造性発揮が重要

私たちが得られるサービス量を減らすことなく、資源投入や廃棄物発生、環境汚染を抑制できる方策として、以下のような方法が挙げられる。

- ・効率向上：資源利用効率を2倍にできれば、資源投入・廃棄物発生を2分の1にできる。
- ・製品長期使用：製品を従来の2倍の期間利用すれば、資源投入や廃棄は2分の1となる。
- ・レンタル：物のレンタル・共有を進めれば、製品生産量・廃棄量を抑制できる。
- ・リユース：ある消費者が利用を終えたものを別の利用者が活用する（古着等）と、生産のための資源投入を抑制できる。
- ・リサイクル：消費を終えたものを廃棄せず生産工程に戻すことで、資源採取量・廃棄物量を減らせる。

上記の方策は、やみくもに進めればいい、というものではない。例えば、リサイクルに関しては、それによる新たなエネルギー投入に付随する問題を慎重に検討する必要がある。また、長期利用に関しては、新製品と比較しエネルギー利用効率の悪い旧製品が長期利用されてしまうことによる、エネルギー消費拡大の問題も見据える必要がある。上記方策は、推進にあたってクリアすべき課題も大きい。

ただし、重要な点は、上記のような方策を賢く活用・組み合わせることで、私たちは、快適で持続可能な消費・生産を営みつつ、資源投入・廃棄物排出・環境汚染を大きく減らせる可能性があるということである。公正で持続可能な消費・生産の実現とは、とにかくひたすら我慢することではなく、資源投入と廃棄、環境汚染を抑えつつ、各地域・各家庭/個人が生き活きとした生活を送っていく方策を見出し、実現していく、創造的で可能性に満ちたチャレンジといえるだろう。

## 3. 公正で持続可能な消費・生産に向けた提起

### (1) 政府の取組み－国内政策推進と海外取組み支援

持続可能な消費・生産を進める際に、消費者・生産者といった個人・企業にばかりその責務を負わせることは適切でない。消費者の多くは、高価な環境配慮製品を購入することは容易でないし、生産者は他の生産者との競争の中で、環境社会配慮にかけられるコストは限られ、赤字の出る環境配慮製品を提供し続けることは困難である。それらの背景には、環境コストを商品価格に反映させる社会の仕組みの不備がある。

資源採取・生産・流通・消費・廃棄における環境コストを経済社会システムに反映させていくことが、政府には求められる。環境問題解決に貢献する消費者・生産者が経済的にも得をする制度/政策を強化していく必要がある。政府は、適切な形で規制を強化するとともに、環境・社会問題解決に資する税財政改革をさらに積極的に進める必要もある（その際には、低所得者層や地域格差への十分な配慮を行う必要がある）。さらに、環境・社会問題解決に資する金融システムを促進する必要がある。

なお、政府の取組み推進にあたっては、省庁間の連携強化が欠かせない。資源採取から廃棄に至るまで、環境・資源問題が複雑化し、関係者があらゆる産業・人々に及ぶ状況で、持続可能な消費・生産形態へ移行を進める責務は、あらゆる省庁に及ぶ。その際、縦割りの対応では、到

底、対処しきれない。例えば、環境省と消費者庁が持続可能な消費に関する連携を強化すれば、持続可能な消費に資する効果的な施策を強化しつつ、環境問題に関心の強い企業・NGO・個人や消費者問題に関心の強い企業・消費者団体・個人等の有機的な連携・取組みをさらに効果的に促進することもできるだろう。

政府には、海外での取組み促進も期待される。現に、2012年リオ+20で採択された「持続可能な消費と生産に関する10年枠組み」の世界的な推進に環境省は力をいれているが、今後さらに積極的なリーダーシップが期待される。また、今年9月の国連総会で、「SDGs(持続可能な開発目標)」(素案で「持続可能な消費・生産」が単独目標として盛り込まれている)策定を機に、持続可能な消費・生産に資する国内政策を強化するとともに、海外の取組みも牽引すべきである。また、気候変動条約交渉や生物多様性条約交渉の成功への貢献はもちろん、国際貿易や国際金融ルールにおける環境・社会配慮メカニズムの強化にさらに貢献することも重要である。

加えて、他国、特に、新興国・途上国の持続可能な消費・生産推進のための政策面・資金面・技術面での協力の更なる推進も重要である。その際、公的資金・技術・ノウハウには限界もあり、企業・NGO等と連携し、民間の資金・技術・ノウハウ等をより積極的に活用していくことも重要である。

また、持続可能な消費・生産がなかなか進まない大きな要因の一つに、情報・理解の不足がある。経済のグローバル化は、資源採取・生産・流通・消費・廃棄の全体像を把握することを困難にさせている。「消費生産が地球規模で地球/地域環境や社会に影響を与えている影響」「より好ましい消費生産形態へ移行するための方策」等の理解が不足しており、国内外の消費者・企業・政府等の優良取組事例の共有支援も含め、消費者・事業者・各国政府等への情報提供・理解推進をはかることも重要である。

## (2)生産者/企業の取組み－サプライチェーン・バリューチェーンを含む環境・社会問題への貢献

これまで企業の多くは、自らのオフィスや工場における環境負荷の削減に取り組んできたが、近年では、それだけでは足りず、サプライチェーン・バリューチェーン<sup>1</sup>を含む環境・社会配慮が問われている。予期せぬ悪評を得ないためにも、自らのオフィス・工場に環境社会配慮に加え、それを超えたりスクに対応する必要がある。企業が直面するCSR課題と国際フレームワークの最新動向を把握し、対応することが求められる。

さらに、今後重要なことは、公正で持続可能な消費・生産の実現に、本業で、より積極的に貢献していくことである。例えば、気候変動問題に対処するには、世界規模での温室効果ガスの大規模削減が要請されており、新興国・途上国の経済発展が見込まれる中、それらの国々でのサステイナブルで強靱な都市・地域構築や、低価格の低環境負荷型自動車・住宅・エネルギー等の開発・普及が要請される。そのための技術・インフラ/製品開発・普及に貢献する生産者/企業が求められている。生産者/企業は、これからの持続可能な社会作りの中心的役割を担っているといえる。

## (3)消費者の取組み－消費者自らの責務と消費者市民教育の重要性

これまでの消費者運動は、消費者が製品購入等により不利益を被ってきた歴史から、消費者の権利確保を求める部分が大かった。しかし、持続可能な消費・生産の推進には、消費者の権利に加え、消費者自身の責務も見据え、持続可能な消費・生産のための行動を強化する必要がある。

---

<sup>1</sup> サプライチェーンとは、原材料の段階から製品やサービスが消費者に届き、廃棄されるまでの一連の流れ。バリューチェーンとは、事業活動を機能ごとに分類し、どの部分で付加価値が生み出されているかを分析するための枠組み。

消費者の購買行動が変われば、生産者の生産行動も変わる。消費者市民教育・消費者への情報提供により、消費者が有している力の認識と取組みが広がれば、持続可能な消費・生産形態の実現に向けた強力なエンジンとなろう。なお、消費者市民教育・消費者への情報提供は、海外・国際社会全体での取組み強化も重要である。

#### 4. 最後に

私たちが投融資に際し、公正で持続可能な消費・生産に貢献する企業に資金を提供するようになれば、企業もそうした取組みを行いやすくなる。田辺論考には、そうした取組み事例が示されている。

持続可能な消費・生産の実現には、私達一人一人が、仕事を通して取り組むとともに、消費者や投融資家として、できるところから取り組んでいくことが重要である。

## II. 資料編



## Guidance document on programme development and implementation for the Ten Year Framework of Programmes on Sustainable Consumption and Production (10YFP):

### *Criteria, structure and steps to develop and operationalize them*

*UNEP, as the 10YFP Secretariat, has developed this paper to provide guidance for the development and implementation of the 10YFP programmes, responding to the 10YFP objectives and the set of criteria for the 10YFP Programmes as stated in the 10YFP adopted document (A/CONF216/5). This is a living document, informed by experience with development of the programmes, and it may evolve during the implementation of the programmes.*

*The first draft of this paper was sent for comments to National Focal Points, UN Agencies and stakeholders in July 2013. It was reviewed by the 10YFP Board at its first meeting on 1-2 October 2013.*

*During the ongoing public consultations for development of the first five programmes, the need for some clarifications has emerged. Various stakeholders interested in participating in the programmes have requested the Secretariat for more information on the roles and responsibilities of lead actors, the multi-stakeholder advisory committees, how to participate and decision making processes in the programmes. This new version addresses those requests, and will be reviewed by the Board at its second meeting (30 March 2014).*



## Table of Contents

<b>1. The 10 Year Framework of Programmes on Sustainable Consumption and Production (10YFP).....</b>	<b>2</b>
<b>2. Programmes of the 10YFP .....</b>	<b>3</b>
<b>2.1 What is a 10YFP Programme? .....</b>	<b>3</b>
<b>2.2 Thematic Areas of the 10YFP Programmes.....</b>	<b>3</b>
<b>2.3 Criteria for the 10YFP Programmes: .....</b>	<b>4</b>
<b>3. Steps to develop the Programmes .....</b>	<b>4</b>
<b>4. Guidelines for the Structure and Governance of the Programmes .....</b>	<b>6</b>
<b>4.1 Structure and Governance of the 10YFP Programmes .....</b>	<b>6</b>
<b>4.2 Participation and coordination of the Programmes.....</b>	<b>6</b>
<b>4.3 Roles and responsibilities of programmes' lead actors, Multi-stakeholder Advisory Committee and partners: .....</b>	<b>8</b>
<i>4.3.1 Role of the Programme lead and co-lead(s): .....</i>	<i>8</i>
<i>4.3.2 Roles and Responsibilities of the Multi-stakeholder Advisory Committee .....</i>	<i>9</i>
<i>4.3.3. Role of Coordinators of the Programme Work Areas .....</i>	<i>11</i>
<i>4.3.4 Role of partners.....</i>	<i>11</i>
<b>5. Role of the 10YFP Secretariat supporting the 10YFP Programmes .....</b>	<b>11</b>
<b>6. The programmes and the 10YFP Trust Fund.....</b>	<b>12</b>
<b>7. Interaction between 10YFP Programmes .....</b>	<b>13</b>
<b>8. Interaction of the Programme with other mechanisms and activities of the 10YFP and the 10YFP added value .....</b>	<b>13</b>
<b>Annex I. Template or common format to submit to the Secretariat a proposal for a 10YFP Programme .....</b>	<b>15</b>



## 1. The 10 Year Framework of Programmes on Sustainable Consumption and Production (10YFP).

### Context, rationale and objectives

At the United Nations Conference on Sustainable Development (Rio+20), Heads of State reaffirmed that promoting sustainable consumption and production (SCP) patterns is one of the three overarching objectives of, and essential requirements for sustainable development. They also reiterated that fundamental changes in the way societies consume and produce are indispensable for achieving global sustainable development.

Furthermore at Rio+20, Heads of State strengthened their commitment to accelerate the shift towards SCP patterns with the **adoption of the 10-Year Framework of Programmes on Sustainable Consumption and Production Patterns (10YFP)**, set out in paragraph 226 of the Rio+20 Outcome Document.<sup>1</sup>

The 10YFP responds to the 2002 Johannesburg Plan of Implementation (JPOI). The framework builds on eight years work of the Marrakech Process<sup>2</sup>, on regional SCP strategies and initiatives, as well as on the national cleaner production centres and other SCP policies and practices applied by and engaging with a wide range of governments and other stakeholders.

**The 10YFP is a global framework of action to enhance international cooperation to accelerate the shift towards SCP patterns in both developed and developing countries.** The framework will support capacity building and provide technical and financial assistance to developing countries for this shift. The 10YFP will develop, replicate and scale up SCP and resource efficiency initiatives, at national and regional levels, decoupling environmental degradation and resource use from economic growth, and thus enhance the net contribution of economic activities to poverty eradication and social development. The framework will encourage innovation and cooperation among all stakeholders.

The A/CONF.216/5 document adopted at Rio + 20 provides the vision, goals and common values of the 10YFP as well as its functions, organisational structure, means of implementation, criteria for programme design and an initial, non-exhaustive list of five programmes.<sup>3</sup> UNEP has been requested to serve as the 10YFP Secretariat and to establish and administer a Trust Fund to support SCP implementation in developing countries.

All stakeholders from all countries can be involved in the activities of the 10YFP: governments, business and industry (i.e. the private sector), researchers in the scientific and technological community, academia, other major groups including NGOs, as well as UN agencies, financial institutions, and other stakeholders with interest and expertise in SCP.

<sup>1</sup> “*The Future we Want*” Outcome document of the United Nations Conference on Sustainable Development (Rio+20), Rio de Janeiro, Brazil, 20-22 June 2012. (Paragraph 226).

<sup>2</sup> The Marrakech Process – a bottom-up multi-stakeholder process - was launched in 2003 by UNDESA and UNEP in order to respond to this call. It identified regional SCP needs and priorities, and supported the development of regional SCP strategies in most regions as well as the implementation of 33 capacity building and demonstration projects worldwide. These included national SCP action plans and seven task forces focused on specific themes. The Marrakech Process supported implementation, capacity building and development of SCP tool kits in the areas of sustainable procurement, tourism, buildings and construction, products, eco-labelling, education and lifestyles, as well as various communications tools and awareness raising activities. For more information see: [www.unep.fr/scp/Marrakech](http://www.unep.fr/scp/Marrakech)

<sup>3</sup> Document A/CONF.216/5 is available at [www.unep.fr/scp](http://www.unep.fr/scp). The text of the 10YFP contained in this document and adopted at the Rio Conference in June 2012 was negotiated at the 19th session of the Commission on Sustainable Development in 2011.



## 2. Programmes of the 10YFP

### 2.1 What is a 10YFP Programme?

Programmes are at the core of the 10YFP. They will contribute to meeting the objectives, goals and functions of the 10YFP, responding to national and regional needs, priorities and circumstances. The programmes will build capacity to implement policies, voluntary instruments, management practices, information and awareness raising activities to promote the shift to SCP patterns. The 10YFP will bring together existing initiatives and partnerships working in similar areas, highlighting good practices and success stories, building synergies and cooperation among stakeholders to leverage resources towards mutual objectives and minimize duplication of ongoing efforts. The programmes will support the use of a mix of policy, regulatory and voluntary instruments and set clear objectives, activities and indicators of performance and success.

The programmes of the 10YFP should be broad and flexible allowing for coherence, cooperation, knowledge sharing and strategic channelling of resources in their different areas (e.g. focusing on a sector, or on a cross-cutting/thematic SCP issue). The framework will help to prioritize policies, and support development and/or dissemination of tools and methodologies for governments, private sector action, consumer choice and investments which make significant contributions to poverty eradication and sustainable development by promoting SCP.

Likewise, it was recommended that “The 10 Year Framework should draw on valuable aspects of such experiences as the Marrakech Process, the Strategic Approach to International Chemicals Management and national cleaner production centres. The ongoing activities of the Marrakech Process, such as the task forces, should be considered for integration into the structure of the 10-year framework of programmes;” (A/CONF.216/5).

### 2.2 Thematic Areas of the 10YFP Programmes

The 10YFP text adopted includes an indicative and open list of programmes, which “builds on the experience gained through the Marrakech Process, including those areas identified in the regional sustainable consumption and production round tables, strategies and action plans, inter alia.” (A/CONF.216/5). The five initial programmes are:

- i) consumer information;**
- ii) sustainable lifestyles and education;**
- iii) sustainable public procurement (SPP);**
- iv) sustainable buildings and construction; and**
- v) sustainable tourism, including ecotourism.**

There is the possibility to develop and launch additional programmes, based on consultations and requests from governments and other stakeholders, taking into account scientific information on SCP priorities at the global, regional and national levels. Proposals for additional programs will be discussed and agreed upon with the 10YFP Board, as per the approved “Criteria and Process for New 10YFP Programmes Areas”<sup>4</sup>. If criteria are met, and the Board agrees with the request for new programme areas, the actors/stakeholders that have made the proposal, will then initiative the proposed five-step model (figure 1) for programme development.

<sup>4</sup> Document available at: [www.unep.org/10yfp/programmes](http://www.unep.org/10yfp/programmes)



### 2.3 Criteria for the 10YFP Programmes:

The 10YFP document provides the following 11 criteria for developing and implementing the sustainable consumption and production programmes included in the 10YFP (A/CONF.216/5, paragraph 7):

- a) Contribute to meeting the goals and principles of the 10-year framework of programmes, as well as to the three pillars of sustainable development;
- b) Respond to national and regional needs, priorities and circumstances;
- c) Be based on life cycle approaches, including resource efficiency and sustainable use of resources, and related methodologies, including science-based and traditional knowledge-based approaches, cradle to cradle and the 3R concept, as appropriate;
- d) Be based on a solid scientific and policy knowledge base;
- e) Be transparent;
- f) Be consistent with international obligations, including, where applicable, the rules of the World Trade Organization;
- g) Encourage the involvement of all relevant stakeholders;
- h) Consider the use of a mix of efficient instruments such as education, training and data collection, as well as research activities in each programme, as appropriate;
- i) Have established clear objectives and measures of success;
- j) Promote synergies with work in similar areas, in order, inter alia, to promote co-benefits and opportunities to leverage resources towards mutual objectives and minimize duplication of ongoing efforts, including in other international forums;
- k) Be described in a simple *common format*, covering the programme criteria mentioned above and identifying lead actors.

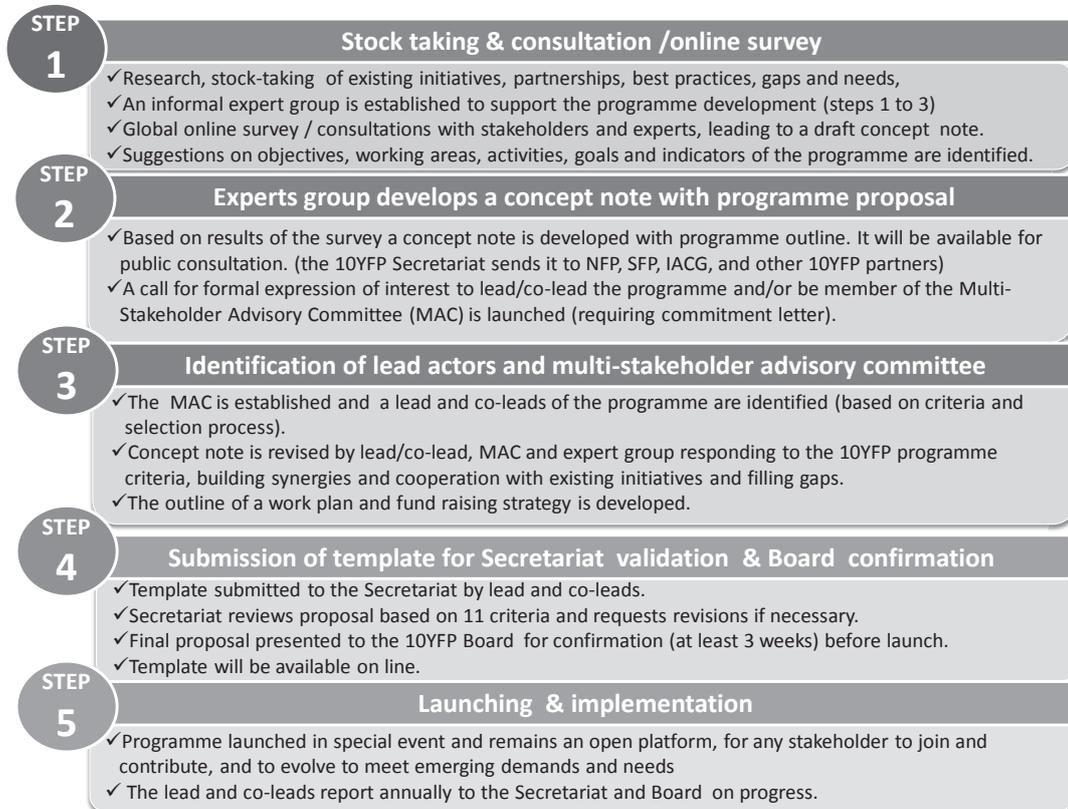
For the common format mentioned above see annex I.

### 3. Steps to develop the Programmes

The Secretariat of the 10YFP has initiated and is supporting the consultations for the development and launch of the agreed initial list of five 10YFP Programmes. The first requests from stakeholders to the Secretariat were to provide clear guidance on the programmes objectives, governance and roles of all actors expected to be engaged, as well as the “common format” to register the programmes. This paper aims to fulfil this request. The common format has been developed in consultation with close partners, including relevant UN Agencies. Figure 1 below, describes the proposed and guiding steps to develop the 10YFP Programmes.

The very first step for any interested organization or individual is to contact the 10YFP Secretariat to express interest and enquire on the current status of the development of the related programme. This will help to avoid duplication and enable closer coordination and cooperation.

Figure 1. Proposed Steps to Develop the 10YFP Programmes



\* In the consultation process (steps 1, 2 and 3) the 10YFP National Focal Points (NFP), Stakeholder Focal Points (SFP) and the Inter-Agency Coordination Group (IACG) will be invited to participate and provide inputs. The 10YFP Board will be informed periodically on the development of the programmes.

As stated in the 10YFP document (A/CONF.216/5): "Programmes can be launched under the 10YFP immediately following registration with the Secretariat." And furthermore: "The secretariat of the 10YFP will maintain a list of all programmes, projects and initiatives under the 10YFP as a living document, to be updated regularly as new programmes, projects and initiatives join. This list will provide an information tool to help in identifying partners and resources to support particular programmes and initiatives."



## 4. Guidelines for the Structure and Governance of the Programmes

Any programme structure and operation will have to enable the participation of different stakeholders, and address the diverse regional and national priorities. **The programmes should be flexible to allow creativity, innovation and their evolution over time**, for effective delivery of support at national and regional levels for the shift to SCP patterns. Operational guidelines taking account of these requirements are needed, based on the vision, objectives, functions and goals of the 10YFP.

### 4.1 Structure and Governance of the 10YFP Programmes

A programme will serve as an umbrella bringing together existing initiatives and partnerships, and facilitating new joint projects and activities responding to regional and national (sub-national) priorities and needs.

The programmes provide a voluntary and collaborative platform in which various parties (governmental, non-governmental, public and private) agree to work together in a systematic way to achieve the overarching goals and objectives of the 10YFP and the specific objectives of the programme.

A 10YFP programme could: a) focus on sectors that are resource intensive and of high economic importance (e.g. food, mobility, buildings, tourism), or b) be cross sectoral, focusing on a policy area or instrument (e.g. sustainable public procurement, education and lifestyles, consumer information). Likewise, a programme could include different work areas, and will ideally deliver support at all levels (global, regional and national). For example, a programme on Sustainable Lifestyles and Education could be comprised of different work areas such as: 1) research and innovation, 2) enabling policy and infrastructure, 3) formal and informal education for SCP, and 4) collaboration with business/private sector. The programme could be implemented through existing and/or new partnerships and initiatives.

Each programme will have a lead and co-lead(s), a Multi-stakeholder Advisory Committee (MAC), coordinators and partners, as well as a Coordination Desk (see figure 2).

### 4.2 Participation and coordination of the Programmes

Participation in a 10YFP programme is open to any government (national, regional and local, from any UN member state), relevant regional or national organizations, international organizations (including IFIs), industry or business organizations, non-governmental/civil society organizations or academic institutions, or any other entity that supports the goals of the 10YFP and agrees to work towards them, based on their respective competencies, comparative advantage and resources.

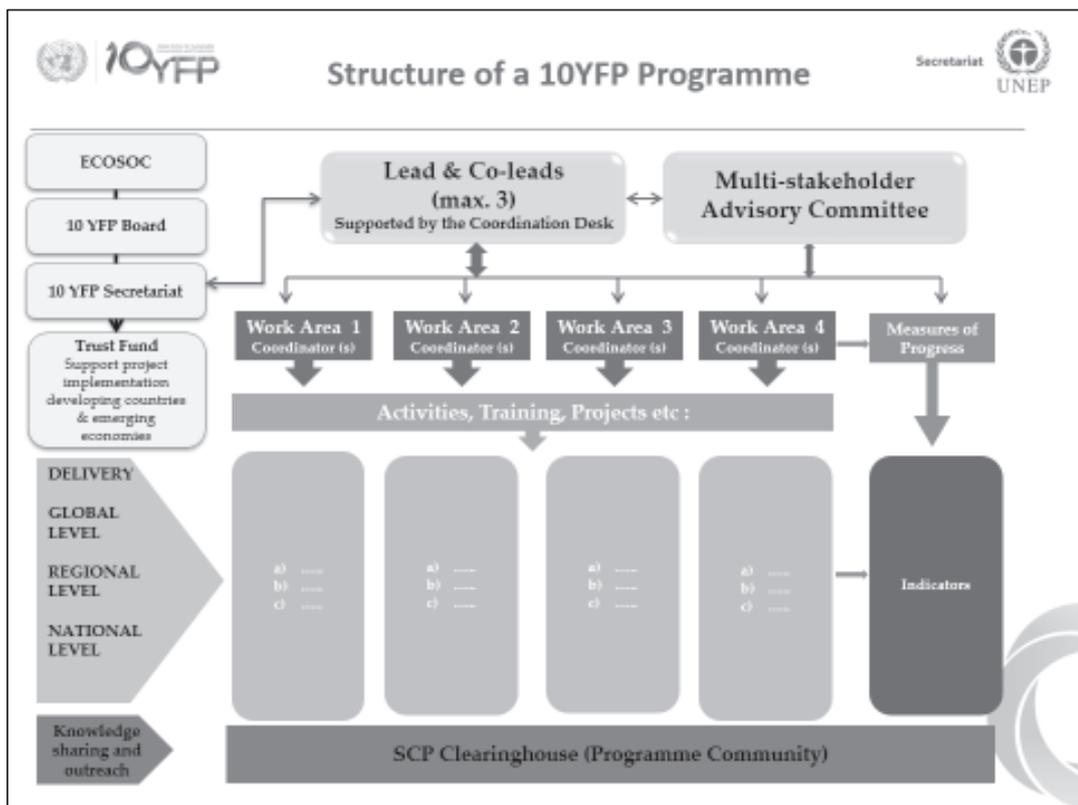
The governance and coordination of each programme will be based on the following principles:

- **One lead with at least one and up to two co-lead actors** will support the overall coordination, implementation, fundraising activities and monitoring of the programme, and will provide the resources needed to create and sustain its “Coordination Desk”. The term of the lead and co-leads will be 4 years, renewable if agreed in consultation with the MAC.
- A **Multi-stakeholder Advisory Committee (MAC)** is established based on various criteria, including expertise, regional and stakeholder balance. The MAC members will support in a cooperative way the overall coordination, implementation and monitoring of the programme, as well as further resource mobilization. The term of the members of the MAC is 2 years, renewable for up to two terms. The composition of the MAC will be reviewed at the end of each term (with reference to implementation achieved and ensuring regional and stakeholder

balance). The MAC in its first term will establish its own Terms of Reference and working modalities, including, if necessary, adjusted rotation and renewal rules to be applied after the initial term. It is recommended to have at least 1/4 of the MAC members change at the end of each term.

- **Coordinators of a programme work area:** without having to be a lead / co-lead or a member of the MAC, any entity with significant expertise in the specific programme area can also become a *coordinator of a programme work area* if it contributes to the programme objectives by providing resources (including in-kind contributions or expertise) for implementation of activities. This coordination role will be discussed and agreed with the lead actors and the MAC.
- **Partner:** in addition, any stakeholder supporting implementation and/or benefiting from the activities of the programme could be a *partner* of a programme. Those activities include workshops, trainings, making use and supporting dissemination of the materials, including policy and capacity-building tools and reports produced by the programme. Partners do not necessary need to provide technical and/or financial support.
- A **Coordination Desk** will be established for each programme with resources, including staff, provided by the lead and co-leads of the programme.

Figure 2: Structure of a 10YFP Programme: working areas and deliverables





#### 4.3 Roles and responsibilities of programmes' lead actors, Multi-stakeholder Advisory Committee and partners:

Roles and responsibilities across all programmes will be consistent with the vision, objectives, functions and goals of the 10YFP on SCP, including the aforementioned eleven criteria.

##### 4.3.1 Role of the Programme lead and co-lead(s):

The lead and co-lead(s) for each programme could be a government, UN agency, NGO, private sector body, or specialized technical institution that has recognized competencies in the area. The 10YFP Programmes could have a maximum of three leading the programme: 1 lead and 1 or 2 co-lead(s), with, whenever possible, regional and stakeholder balance. Together the lead and the co-lead(s) will have the following responsibilities, *inter alia*:

- support the overall coordination of the programme implementation and pro-actively fundraise for the programme;
- provide financial and/or in-kind contribution, including dedicated staff, in support of a "Coordination Desk" in charge of operational work (each programme will need a minimum of 1 or 2 full time staff to start operating).
- jointly supervise the work of the Coordination Desk (whose tasks could be executed from different geographical locations);
- chair and co-chair the MAC meetings, facilitate the decision-making within the Committee and support its activities, including those related to securing support from the 10YFP Trust Fund;
- encourage inputs and sharing of information/knowledge and strategies among all partners in the programme as well as with external partners/initiatives that could join the programme, finding synergies and building cooperation;
- help construct concrete linkages and provide coordination between initiatives within the programme and across the other programmes of the 10YFP, as relevant;
- promote the programme at meetings and conferences, where relevant, and build networks and partnerships regionally and globally.
- communication and outreach activities, including the co-management, with the 10YFP Secretariat, of the programme-specific community of the Global SCP Clearinghouse ([www.scpclearinghouse.org](http://www.scpclearinghouse.org)), as the main interface with and between partners, for knowledge management, sharing and dissemination of tools and lessons learned, public relations, etc.;
- act as liaison and focal point for contacts with the Secretariat;
- at its discretion, create *ad hoc* task teams to address any specific, technical and/or emerging issues.
- report on progress and outcomes as required, including through the preparation of an annual report for the 10YFP Secretariat to convey to the Board and to be included in the 10YFP report to ECOSOC - as the add interim review Body of the 10YFP.

In addition, it is recommended that the lead entity of the programme takes responsibility for secretariat functions, including organization of meetings and conference calls, programme and financial management, as well as reporting activities. Other respective responsibilities and tasks - e.g. supervision



of specific work areas (each of which will have a coordinator), convening major events - will be defined and agreed by the lead and co-leads of the programme.

To this end, a Coordination Desk for each of the programmes will be established with the resources, including staff, provided by the lead and co-leads, to implement on a daily basis these secretariat functions and responsibilities, serving the objectives and needs of the programme.

**a) Criteria for lead and co-leads:**

Any government (national, regional and local, from any UN member state), relevant regional or national organizations, international organizations (including UN agencies), industry or business organizations, non-governmental/civil society organizations or academic institutions, or any other entity that supports the goals of the 10YFP and agrees to work towards them can apply to become a lead or a co-lead of a specific 10YFP programme. The lead and co-lead(s) should:

- demonstrate an active or leading role in supporting the shift towards sustainable consumption and production patterns at national and/or regional levels;
- provide resources (including in-kind contributions or expertise) for coordination and implementation of activities under this programme; and
- ensure minimum commitment to remain engaged for at least four years;

Moreover, the representative of the lead and co-lead(s) should preferably demonstrate:

- expertise and knowledge on policy-making, including on sustainable consumption and production or related policies, as well as good understanding of the international agenda on sustainable development, including at the regional and global levels;
- experience in performing work related to promoting sustainable consumption and production (SCP) patterns; and
- competencies and skills to coordinate international partnerships, and information networks with governments and other stakeholders

**b) How to express interest**

- Any entity willing to express interest in becoming a lead or co-lead of a specific programme is requested to send a formal commitment letter to UNEP, using the template provided online by the 10YFP Secretariat. Click here ([commitment letter](#)).
- If more than three entities are applying to act as lead or co-lead of a specific programme, a discussion will be facilitated within the Multi-stakeholder Advisory Committee (MAC - see below) and by the 10YFP Secretariat to reach a consensus based on, whenever possible, regional and stakeholder balance. If no consensus is reached, the members of the MAC will vote to select the lead and co-leads of the programme, up to the maximum number of three.

**4.3.2 Roles and Responsibilities of the Multi-stakeholder Advisory Committee**

A programme will be an open and inclusive platform, and it will include a Multi-stakeholder Advisory Committee (MAC), with a maximum of 20 members to ensure effective coordination and cooperation. The MACs will be established based on SCP expertise, regional and stakeholder balance.

The role and responsibilities of the Multi-stakeholder Advisory Committee are the following.



- review goals, objectives and measures of success, based on the initial programme's work plan, with the aim of providing guidance on progress towards more sustainable consumption and production patterns;
- review on the performance and evolution of the programme's work plan, advise on and proactively engage new partners, initiatives and activities in the line with the objectives of the programme, as well as in response to emerging demand and priorities;
- enhance synergies and cooperation among stakeholders within the programme as well as with other programmes of the 10YFP;
- propose projects and/or activities for implementation in accordance with the work plan of the programme;
- provide guidance to the 10YFP Secretariat for the elaboration of calls for proposals for the 10YFP Trust Fund, in the area of the programme, and to screen and short list proposals received based on established criteria;
- be active in outreach and fundraising to support the expansion and continuity of the programme.
- provide relevant advice and feedback on the implementation of the programme activities.
- participate in quarterly teleconferences organised by the lead/co-leads and hold in-person meetings, at least once per year.
- Initial term members will, furthermore, be responsible for drafting and adopting the specific Terms of Reference and the working modalities of the MAC.

**a) Criteria for the members of the Multi-stakeholder Advisory Committee**

- Any government (national, regional and local, from any UN member state), relevant regional or international organizations, industry or business organizations, non-governmental/civil society organizations or academic institutions, or any other entity that supports the goals of the 10YFP and agrees to work towards them can apply to become a member of the MAC of a specific programme.
- The composition of the MAC ideally could reflect a diversity of partner categories and geographic regions, ensuring:
  - regional balance, with at least one government representative from each of the five regional groups of the UN, namely: Africa, Asia and the Pacific, Western Europe and Others Group, Latin America and the Caribbean and Eastern Europe;
  - representation of at least one UN agencies or intergovernmental organization, two non-governmental organizations, and one business organization when applicable to the related programme;
  - gender balance, with the objective of ensuring gender equality whenever possible among the representatives of the MAC members; and
  - diverse areas of expertise and stakeholder focus.

In this context, members of the MAC should:

- demonstrate strong interest and/or recognized expertise and experience, if possible reflected in policies and actions, in the area of the programme;
- have played an active or leading role in supporting the sustainable consumption and production and/or sustainable development agenda at the national and/or regional levels;



- agree to ensure a legal, transparent and representative governance structure to the programme with appropriate accountability to members on decisions and actions taken by consensus or through voting or other democratic processes;
- ensure a minimum commitment to remain engaged for at least two years; and
- possess the organizational means and time to perform the required tasks and responsibilities, without monetary compensation.

#### b) Selection process of MAC

- The Multi-stakeholder Advisory Committee (MAC) should be composed of a maximum of 20 members, unless decided otherwise in the Terms of Reference and modalities of work adopted during the first term.
- Interested parties will submit a [commitment letter](#) to be member of the MAC.
- For the first term of the MAC, and in the circumstance of more than 20 entities applying to become members, the 10YFP Secretariat will:
  - facilitate a collegial discussion among applicants to enable them to reach a consensus on the composition of the MAC. The proposal will be submitted to the 10YFP Secretariat and to the Board for their validation, based on the criteria listed above;
  - if no consensus can be reached among applicants, the 10YFP Secretariat and the Board will decide on the composition of the MAC based on the criteria listed above.

#### 4.3.3. Role of Coordinators of the Programme Work Areas

Coordinators of a programme work area are not necessarily members of the Multi-Stakeholder Advisory Committee, but can take an active role in coordinating one or more of the programme work areas. When coordinating a work area of the programme, they are responsible for ensuring that the related activities are delivered in an inclusive and effective manner. They bring their expertise, expand their networks and partnerships, build synergies and help scale-up and replicate best practices on SCP at all levels.

Stakeholders interested to coordinate one of the working areas may submit a formal letter expressing interest to the lead actor that will consult and agree with the MAC.

#### 4.3.4 Role of partners

Any stakeholder supporting implementation and/or benefiting from the activities of the programme could be a *partner* of a programme. Those activities include workshops, trainings, making use and supporting dissemination of the materials, including policy and capacity-building tools and reports produced by the programme. Partners do not necessarily need to provide technical and/or financial support.

Stakeholders interested to become a partner may submit a formal letter expressing interest to the lead actor that will consult and agree with the MAC.

## 5. Role of the 10YFP Secretariat supporting the 10YFP Programmes

The 10YFP Secretariat will be supporting the programmes by:

- facilitating consultation for the development and launching of the programmes, providing platform for online questionnaires, and supporting identification of relevant and interested donors, lead/co-leads, members of the MAC, and coordinators, ensuring regional and stakeholder balance;



- provide platforms and opportunities for the programmes in convening working groups and trainings at relevant 10YFP and SCP meetings at the international, regional and national levels, based on the countries and stakeholders demand and needs;
- identify synergies between the 10YFP Programmes and the existing Regional SCP Strategies, in order to promote cooperation and advance the implementation of regional, sub-regional and national SCP priorities;
- coordinating calls for proposals under the Trust Fund of the 10YFP and providing support to each of the 10YFP Programmes for fund raising activities;
- providing the Global SCP Clearinghouse, as a dynamic and decentralized portal that will allow the programme leader/co-leads, MACs, and partners to share information, have an online database and collect/showcase best practices;
- inviting stakeholders to contribute to relevant reports and publications, where they can showcase their best practices and work;
- convening meetings and webinars with programme lead/co-leads, MAC and partners to share experience, best practices and explore areas of cooperation - ideally all programme leaders will meet at the international meetings of the 10YFP; providing templates and guidance for annual reporting, and
- reporting the progress of programmes to ECOSOC

## 6. The programmes and the 10YFP Trust Fund

As stated in the 10YFP adopted document, UNEP has been invited, as the 10YFP Secretariat, to establish and administer the 10YFP Trust Fund. The Trust fund aims at mobilizing voluntary contributions in a stable, sustained and predictable manner from multiple sources, including public/donor contributions, the private sector and other sources, including foundations.

The 10 YFP is a global framework on SCP to be implemented *all* countries: developed and developing, and economies in transition. However, the 10YFP Trust Fund will only support sustainable consumption and production projects in developing countries and countries with economies in transition, as appropriate, and promote the transparent allocation of resources. Donors, the private sector and others will be encouraged to contribute to the Trust Fund, providing general support to the 10YFP, as well as support to specific programmes and initiatives responding to the national and regional priorities of developing countries.

The Programmes actors (lead, co-leads, MAC, coordinators and partners) will be able to prepare project proposals to receive support from the 10YFP Trust Fund.

The leads/co-leads and Multi-Stakeholder Advisory Committees (MACs) of the 10YFP Programmes, will be asked to support the screening for the submission of project proposals to the Trust Fund. They will advise on a short list of eligible project proposals to received financial support from the Trust Fund, which will undergo further screening and selection by the 10YFP Board and Secretariat. They will:

- screen project proposals related to the work area of their 10YFP programme, ensuring relevance and good technical structure of the projects, and that project proposals respond to the 10YFP objectives, as well as to the 11 criteria;
- provide feedback on proposals and technical advice, providing a short list of eligible project proposals; and
- follow up and support when requested by the selected project partners the development and implementation of the funded projects.



## 7. Interaction between 10YFP Programmes

The programmes of the 10YFP will be encouraged to build cooperation transversally, identifying areas for cooperation and synergies. For example, the programme on Sustainable Tourism could have important contributions to the programme on Sustainable Lifestyles and Education (information to tourist on sustainable choices and behaviour), as well as to the Programme on Sustainable Building and Constructions and provide guidelines for design and planning of new hotels, at the same time that collaborates with the Sustainable Public Procurement. Likewise, all programmes could support each other on areas such as indicators and research necessary for a holistic approach to achieving SCP, based on lifecycle analysis.

The international and regional meetings as well as the webinars that the 10YFP Secretariat will convene will serve as important platforms that will allow all the programme leads, MAC, Coordinators and partners to share experience, best practices and explore areas of cooperation - ideally all programme leaders will meet at the international meetings of the 10YFP.

All programmes need to identify areas of cooperation and synergies with other programmes of the 10YFP, in order to ensure a bigger collective impact and a lifecycle thinking.

The 10YFP Secretariat has developed the "Global SCP Clearinghouse". This Clearinghouse has been designed to support the 10YFP programmes and their leader(s), MACs, and partners to share information, coordinate action and enhance cooperation, through a specific "community of practice". The Clearinghouse provides various tools such as an online database to register SCP initiatives from all stakeholders and countries, open and private working groups, calendar of events, E-library and thematic newsletters, among other tools. (see: [www.scpclearinghouse.org](http://www.scpclearinghouse.org)).

## 8. Interaction of the Programme with other mechanisms and activities of the 10YFP and the 10YFP added value

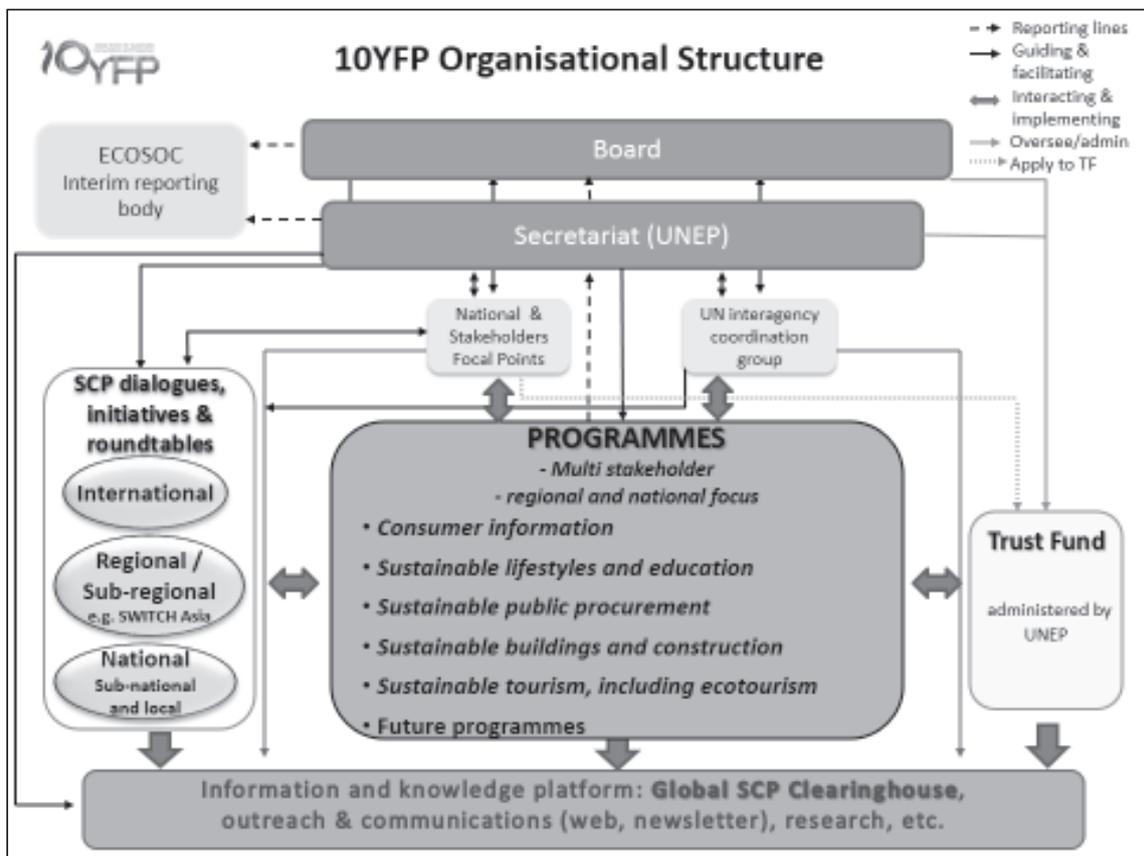
The 10YFP Programmes are at the core of the framework. They are to contribute to promoting and implementing SCP, bringing together existing initiatives and partnerships working in similar areas, building synergies and cooperation between stakeholders to leverage resources towards mutual objectives and minimizing duplication of effort. The programmes are important mechanisms to meet the goals and principles of the 10YFP, responding to national and regional needs, priorities and circumstances. They will encourage the involvement of all relevant stakeholders, use a mix of policy instruments and set clear objectives, activities and indicators of success.

The programmes will be contributing to the overall development and implementation of the 10YFP (see figure 3). They will support activities at the global, regional and national levels, as well as interacting with the Secretariat, the Board, the UN Agencies and the national and stakeholder focal points. More specifically, the programme lead/co-leads, MAC members, coordinators or work areas, and partners will undertake the following activities and gain support and enhance collective impact through them. These activities and benefits are applicable to all 10YFP partners in both developed and developing countries, and economies in transition. 10YFP partners will:

1. contribute to the delivery of technical support and demonstration projects, capacity building, and awareness raising activities on SCP responding to needs and demands from regions and countries;
2. have direct access to the 10YFP activities and meetings at all levels (international, regional, national) and will contribute to an increased recognition of this area/theme as being critical in the shift towards SCP patterns, which will increase visibility and potentially financial support;

3. optimize the use of their resources (in addition to finding new sources of funding) through strengthening existing and/or building new partnerships/cooperation within and beyond the 10YFP;
4. showcase their work at global and regional levels through the 10YFP platform, its partners, activities and the Global SCP Clearinghouse, which shares knowledge and best practices on SCP;
5. actively contribute to the organization of working groups and capacity building activities related to the Programme area, advancing the implementation of the existing SCP Regional strategies, national SCP Action plans, and other SCP policies, initiatives or trainings; and
6. be able to apply for and benefit from funding of the 10YFP Trust Fund, supporting the implementation of SCP activities in developing countries and economies in transition.

Figure 3: 10YFP Organisation Structure





## Annex I. Template or common format to submit to the Secretariat a proposal for a 10YFP Programme

The template below needs to be read together with the 10YFP adopted document. A/CONF.216/5 available at: [www.unep.org/10yfp](http://www.unep.org/10yfp).

**TITLE OF THE PROGRAMME:** TITLE

### 1. Please list the overall objectives of the programme and how success will be measured (adjust table as relevant)

(See sub-paragraph 7.i of document A/CONF.216/5)

Objective 1 success	measure(s) of
------------------------	---------------

Objective 2 success	measure(s) of
------------------------	---------------

Objective 3 success	measure(s) of
------------------------	---------------

### 2. Please describe how the programme will contribute to meeting the goals / common values of the 10YFP as well as to the three dimensions of sustainable development?

(See paragraphs 1 and 2 including all related sub-paragraphs describing the agreed goals and common values of the 10YFP, and sub-paragraph 7.a of document A/CONF.216/5)

### 3. What are the main work/focus areas and related activities of the programme?

(Does it provide technical and/or financial support, capacity building, and/or provide new SCP methodologies and tools? See sub-paragraph 7.h of document A/CONF.216/5, which refers to a mix of efficient instruments such as education, training, data collection and research. Other work areas including dialogue activities, knowledge management, national implementation, may be considered)

Work/focus areas <i>(e.g. research, communication, education, policy advice, capacity building)</i>	Activities* <i>(e.g. training, demo project, guidelines, contributing to the Global Clearinghouse, etc)</i>	Budget Secured <i>(yes, no)</i> <i>If yes, source</i>



\* Please indicative with an " N" if the activity is new; and with a "E" if it is an existing one.

**4. Please explain how the programme responds to regional and national (sub-national and local) needs, priorities and circumstances in developed and/or developing countries.**

(See sub-paragraphs 2.a referring to the necessity for the 10YFP to be flexible, 2.g referring to specific circumstances of countries and productive systems and criterion 7.b of document A/CONF.216/5)

**5. How does this programme build cooperation and synergies with other existing programmes of the 10YFP? (the initial list of 10YFP programmes include: i) consumer information; ii) sustainable lifestyles and education; iii) sustainable public procurement (SPP); iv) sustainable buildings and construction; and v) sustainable tourism, including ecotourism ).**

**6. How will this programme contribute to sustainable, inclusive and equitable global growth, poverty eradication, employment opportunities and shared prosperity? (e.g. contributes to meeting basic needs, to new economic opportunities and a better quality of life) (See sub-paragraphs 7.a and 1.c of document A/CONF.216/5.)**

**7. Please describe how the programme activities are based (or will be based) on a solid scientific and policy knowledge base?**

(See sub-paragraph 7.d of document A/CONF.216/5. For instance, cooperation and dialogue activities, knowledge sources, references and data used to develop and implement the programme can be described here.)

**8. Please describe how the programme uses or relies on a life cycle and/or other relevant approaches (traditional knowledge based, resource efficiency, cradle to cradle, 3R, etc.)**

(See sub-paragraphs 1.c.vii and 7.c of document A/CONF.216/5. These approaches can be reflected in the objectives and activities of the programme as well as in the instruments, capacity building activities, and methodologies the programme will be mobilizing.)



**9. Who are the lead and co-lead actors of the programme?**

(See sub-paragraph 7.k of document A/CONF.216/5. Lead and co-lead actors could be any stakeholder able to support and coordinate the development and implementation of the programme, including fund raising.)

Name of organization and name of responsible person	Type <sup>1</sup>	Scale <sup>2</sup>	Role and responsibilities	Focal point <sup>3</sup>

<sup>1</sup> Government, international or regional organization, civil society, academia, business sector, other stakeholder.

<sup>2</sup> please specify if global, regional, national or sub-national, local communities cities;

<sup>3</sup> Name, title and contact details

**10. Please list the main actors (MAC members and coordinators of work areas, and any relevant partner) in the development and implementation of the programme**

(See sub-paragraphs 2.h referring to the need to reduce fragmentation and support synergies in activities related to SCP, while avoiding duplication, 7.g and 7.j of document A/CONF.216/5, referring to the involvement of all relevant stakeholders, as well as to the promotion of synergies with work in similar areas to promote co-benefits and opportunities to leverage resources towards mutual objectives and minimize duplication of ongoing efforts, including in other international forums.)

Name	Type <sup>1</sup>	Scale <sup>2</sup>	Role and responsibilities	Focal point <sup>3</sup>

<sup>1</sup> Government, international or regional organization, civil society, academia, business sector, other stakeholder.

<sup>2</sup> please specify if global, regional, national or sub-national see above, <sup>3</sup> Name, title and contact details



**11. Is this programme contributing to a multilateral environmental agreement and/or the MDGs or upcoming SDGs? If yes, which one(s)? (See sub-paragraphs 1.b.x and 7.f of document A/CONF.216/5)**

**12. Please list existing and pledged funding sources for the programme. How will the programme mobilize additional resources to scale up and replicate implementation? (following up question 3)**

**13. Please describe how the programme proposal has been developed, including details of how the proposal has taken into account feedback from consultation with relevant stakeholders (in addition to lead actor(s) and partners listed in question 9 and 10), social dialogue. Please use the table to provide details of the organisations or people that have been consulted.**

*(See sub-paragraph 7.e, 7.g and 7.j of document A/CONF.216/5, which respectively refer to transparency and to the involvement of all relevant stakeholders and to the promotion of synergies.)*

Name	Type <sup>1</sup>	Scale <sup>2</sup>	Focal point <sup>3</sup>

<sup>1</sup> Government, international or regional organization, civil society, academia, business sector, other stakeholder.

<sup>2</sup> please specify if global, regional, national or sub-national; <sup>3</sup> Name, title and contact details

**14. Information on Submitting organization(s) (ideally lead and co-leads of the programme)**

Name:	Name:	Name:
Contact person:	Contact person:	Contact person:
Address:	Address:	Address:
Date:	Date:	Date:
Signature	Signature	Signature



### グリーンエコノミーフォーラム

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 2-3-2 三信ビル 401

電話：03-3556-7323 Fax：03-3556-7328

URL：<http://geforum.net/>

発行責任者：足立治郎（グリーンエコノミーフォーラム理事）

発行：2015年3月

本レポートの作成・発行には、「環境再生保全機構地球環境基金」の助成を受けています。

※グリーンエコノミーフォーラムは、NGO・事業者・研究者・政策担当者等の多様なセクターの連携による、環境・社会問題解決に資す経済推進のためのフォーラムです。